

(i) すべての日本領職員はケニア政府の職員に発行されるものと同等の身分券を供与されるものとす。

(ii) 日本領職員とその妻および子供に対する医療特権はケニア国政府のヨーロッパ人臣吏と同様のものが与えられるものとする。

一般に、これら特権は日本領職員の妻および本人に同様に、扶養されている16才以下の未婚の子女に対する無制限を含む。しかしながら家族の手帳持おおよび分娩料は自己負担とする。

(iii) 入院料は1日5シリング(官吏によつて負担されるもの)と官吏およびその妻と扶養家族に要した薬費との差額の範囲内で払い戻される。

一般医療においてベッドがないといふことを病院が証明した以外には政府が支拂う費用の総額は1日5シリングと一般医療の入院料との差額に限定されるものとする。

分娩の場合の入院料は政府によつて支払われない。

1 地理

(a) 地勢

ケニアは赤道低緯地帯東部としてウガンダ東部、タンザニア東部、インド洋東部、及びザンベジ川流域とともに赤道東アフリカを構成している。ケニアのうちの一つであり、赤道を中心として南北にまたがり、標高は4度、南緯4度、西経34度、東経6度の間に位置して、東はインド洋、ソマリヤに面し、北はエチオピア、ヌーバ、西はウガンダ、南はタンザニアと境を接している。

面積は224,960平方マイルでわが国の約1.6倍にあたる。

地勢は東北部の辺境では荒蕪砂漠地帯をなしているが、西南部は標高3,000フィート乃至10,000フィートの高原地帯をなし農業地帯と書かれている。最も肥沃な農業地帯たる白人高地(White Highland)は赤道を中心とする高原地帯に16,196平方マイルの広さをもっている。

なおケニアの地勢で著名なのはリフト、グレンー (rift valley) であるが、それはソマリヤから紅海、エチオピアを通り、ケニアを縦断し、タンザニア、エアランドを経てモザンビークからインド洋にはいる4,000マイルに亘る帯状の大地帯である。地帯の幅はところにより40マイル、深さは2,300フィートに達しており、各地に孤立的な地帯を形成するとともに山脈にして最大な景観を呈している。

(b) 人口

人口は1961年6月の推定資料によれば80万種族に及ぶアフリカ原住民族及び少数字種族たる白人系、アジア系、アラブ系その他の人種を合せて728万人となっている。

アフリカ人は上述の通り多くの種族に分れ、それぞれ風俗、習慣、言語、文化の互異を呈しているが、なかでもケルメ族、ルカ族は人口も多く、最も優勢な種族だと言われており、政治的意欲も強く、民族運動の背景勢力となっている。

(c) 気候

気候はケニアの大部分が赤道地帯にあるが、海岸地帯と高原地帯とによつて全く異なっている。海岸地帯は熱帯性気候で7、8月の冬期を除き高温多湿で曇り多く、海沿いには平均気温81度、湿度75%に対し、高原地帯(標高5,000~10,000フィート)は年間を通じて、気温も乾し、気温も高からず湿からず、極めて快適な気候である。5,500フィートの高原にあるケニアの首都ナイロビ(Nairobi)は平均気温67度、湿度60%であり、赤道直下9,000フィートの高

荒地帯は気温56度と暑われている。雨期は4、5、6月が長期の雨期で、10、11月が短期の雨期となつている。

要するにこの高原地帯における急速な気候は、ケニアにおける國民経済の基礎をなしている農業の中心地帯である白人高地の盛んな地味の開墾と大量の白人移民とを可能ならしめた原因となつている。

#### 4) 保健衛生

保健衛生については衛生省所管の下に国内数10カ所に Health Centre を設けて原住民の衛生管理を行ないマラリアその他の疫病撲滅に努めているが、最近ではアガカン等の宗教団体が病院を設立し、それに Training school を併設するなどアフリカ人の保健衛生についての援助を行なつている。ケニアは南地帯の一部のマラリアを除けば、フエツム症、麻り所その他の疫病は殆んど見られぬといふ言われている。殊に高原地帯は快適な健康地である。

#### 2 政治、行政組織

ケニアは要項に述べたように、ウガンダ、タンガニカ、ザンジンバルとともに英領東アフリカを組成していたが、タンガニカは1961年に、ウガンダは1962年に独立し、ザンジンバルは本年12月に独立する予定である。ケニアは現在のところ未だに英領の保護下にあり、本年12月12日に独立試みが約束され、目下独立憲法会議が英領で行なわれている。従つて現在のケニアの政治は1958年4月5日に改正制定されたノレッジ・ボイド新憲法に基づいて行なわれている。政治団体としては一党 Kanu (ケニアアフリカ人國民同盟) と Kadu (ケニアアフリカ人民主同盟) の二大政党が組織されており、政権は現在独立のあたりを占めておる。

行政組織としては中央と地方とにそれぞれ必要な組織がある。すなわち中央組織としての政府は女王を代表する総督 (Governor) の下に16人の大臣よりなる内閣が組織されている。大臣はそれぞれその行政の長として主要行政の長に任ぜられている。

ケニア政府は従来英領の共同参加による政治を統治の基本方針とし、現地在住の英系人種のはかアフリカ系2名、アフリカ系1名の大蔵大臣を任命していたようであるが、独立の問題が近づくにつれてアフリカ系の大蔵大臣が多く任命されつつある。昨年12月には英領の大蔵大臣 (国内治安国防関係大臣及び農林、産業、水利関係大臣) が任命されたが、本年においては3月の総選挙以来すべてアフリカ系の大蔵大臣となつている。従つて独立と同様に於て、現在では既に独立と同様の立場にあつて、英系、アフリカ系に属するものは次官以下のポストにおいて行政運営に當つているといふ状況である。

次に地方組織としての組織は、英領の州長官及び区長官が任命され、さらにその下級機関として政府官である区長、副区長があり、それぞれ行政の責に任ぜられている。

ケニアは地方行政上、次の6州 (Province) 及びナイロビ特別区に分れ、6州はさらに39区

に分れている。

- (1) ニヤンザ州 (Nyanza Province)
- (2) 中央州 (Central Province)
- (3) 南州 (Southern Province)
- (4) 北州 (Northern Province)
- (5) 海岸州 (Coastal Province)
- (6) リフト・ヴァレー州 (Rift Valley Province)

州及び区長官の主な任務は、下の行政事務を執行し、原住民の教育を指導して管内地区の治安維持にあたり、またアフリカ人裁判所の判決を執行し、アフリカ人町村部憲章における行政組織の監督を行なうことである。

以上、政治、行政組織について述べたが、来る12月の完全独立の迎撃とともにこれらの組織の刷新は改革を要するであろう。それと同時にケニアには解決すべき多くの困難な問題も生じておるであろう。現在考えられる主要な問題としては、マウマウ人虐殺被害者の土地所有権、牧地問題等の問題があり、またアフリカ系住民の将来の経済活動、財産保障等の問題がある。これらの問題はケニアの政治上の問題であるが、果してはケニアに解決されるであろうか。ケニアが完全独立を達成したとしても、現在依然として資本の海外流出は盛んであり、且つ1961年における為替に於て大増の天災による財政的打撃は今日もなお大きく残つており、且つりであり、昨年度の経済的打撃も回復しては居ない。かりに海外からの援助や投資がなされたとしても、ケニアの経済的自主権をもつことはすつと将来に持ち越されるのではなかろうか。

#### 3 教育

ケニアにおける学校教育は、これまで主として白人、アフリカ人、アフリカ人及びアフリカ人と、それぞれの子弟教育機関により、公私立とも人種別に行なわれていたが、同様に独立を待たされた本年においてはケニアにおけるアフリカ人の自主独立という民族意識が平等のうちにぐんと高まり、ためにこの人種間の教育もすでに混合教育へと変わりつつある。

教育機関は小学校 (Primary School)、中學校 (Intermediate School) 及び中學校 (Secondary School) に分け、これらの類型はそれぞれ4年である。また義務教育制度はとられていないが、しかし就学率も徐々に高まりつつあり、ナイロビ特別区、中央州では100%に近い就学率であるとのことである。しかし地帯によつては就学率50~60%のところもあつて、かなりの隔差があるようである。正確な就学率は明らかでない。

職業、技術の教育は大別して Trade School 等における Artisan ないし Craftsman の教育訓練と Polytechnic, Technical Institute, Secondary Technical school 等における Tec-

津尼カの教育、刑政及びワガナダ University の分校（昨年までは王室政府専門学校として Royal Technical College of East Africa であった）における Engineer の教育などに分れ  
ている。

要するにケニアはその産業発展を担う人材の育成に力を入れているが、しかしまた植民地  
生業数が少なく、政府の施設計画も財政事情の逼迫により実施困難の現状である。

なおケニアにはアフリカの子弟教育に必要な教師養成のための師範学校、職業学校等が40校  
校あつて國民教育に力を入れているが、このほか政府は毎年或る優秀なアフリカ人学生に奨学  
金を与えて英國等に留学せしめるとともに、アメリカ、インド等の援助によつて留学せしめて  
おり、近年その数もかなりの多きによつて上つてきている。

#### 4 茶 業

茶業は古くからアラビア人の在籍に伴つて、湖沼地帯はもとより内地地方にも持ち込まれ、  
現在ではアフリカ原産民の間に多数の産者がいる。茶にアガ・カン (The Age Khan) を教主  
とするイスラム系の回教徒の勢力は強大である。

一カケニアにおけるキリスト教の宣教師活動も1844年以来年を返つて活発となり、現在では全  
土を遍く多数のアフリカ人教徒をもつている。インド人はその殆んどがヒンズー教徒であり、  
ヨーロッパ人はキリスト教徒だと置かれている。

#### 5 産 業

##### (1) 農 業

農業はケニアの主要産業であつて、國民経済に占める農業の比率は極めて大きく、國內需要  
を充たすほか輸出総額の約88%は農産物となつてゐる。主要農産物はサイヤル、豆菜、コーヒ  
ー、砂糖、除虫菊、小麦、トウモロコシ等である。牧畜等も盛んに行なわれ、優秀な酪乳品と  
肉類は國內需要を充たして大域に輸出されている。

##### (2) 漁業、林業、鉱業

漁業は河川を利用した鱒魚とグィクトリア湖、ルドルフ湖等の鯉魚及びインド洋の海洋漁業  
とに分れてゐるが、アフリカ人の魚類に対する需要が少ないため漁業は低調で、漁法、加工法  
等も極めて幼稚である。

林業はアバア管林地帯等の山林があり、草木、硬木の生産量は大きい。また杉、松、樟等  
の樹材も採れるが、林業は盛んである。

鉱業は現在のところ天然ソーダの産地であるマガディ湖から生産されるソーダ灰がその主な  
ものであるが、その他には金、銅、鉛、鉄、アスベスト、カーボン、ダイヤモンド、ウレア  
イト、マンガン、螢石等が盛んに産出される現状で、地下資源は豊富である。

#### (3) 商工業

商業は首都ナイロビの唯一の貿易港モンバサ (Mombasa) を中心に活発に行なわれている  
が、白人高地の中核都市であるナクル (Nakuru)、ヤスム (Kisumu)、キタレ (Kitale)、キル  
ドレ (Eldoret) 等が盛んである。

わが國との貿易状況は近來わが國よりの輸入が増加しつゝあつて、輸入額は輸出額をはるかに  
上回つてゐるが、このような偏斜した貿易が独立後においてスラムズに解消するかどうか、  
ここに問題があり、適當な対策が考へられなければならないであらう。

工業はかなり多量にわたつて加工工業及び軽工業があり、主としてナイロビ地区に集中し  
てゐる。ケニア最大のセメント工業その他ビール製造等の物産のものを除けば、工業の殆んど  
が小規模のものである。最近外國からの企業進出もすすめられ、モンバサには昨年來 Shell  
Oil Co. による 1,000 万ポンドの石油所の設置がみられ、なお本年にはいり設立を目前に控  
えてわが國はもとより各區からの各種の企業進出の約束が噂にのぼつてゐる。

なおここで電力について見ると、ケニアの電力はビクトリア湖北カシンシニアダム (ウガナ  
ダ) 発電所より主として供給を受けてゐるが、現在の需要量からすれば十分に余裕を持つてい  
る。電力の普及状況は都市は完全にゆきわたつてゐるが、都市以外の地域における普及率は極  
めて低い。

#### 6 労働事情

ケニアの産業についてはすでに概説したように農業が中心であり、企業らしい企業はごく僅  
かなもので、その殆んどが零細な企業であつた。しかしこれまではそのような産業の形態でど  
うにか國民生活は維持されてきたわけであるが、現在においては最早このような方法ではどう  
しようもないところに達し詰り込まれるに至つてゐる。

まずケニアの労働力の需給状況から見ると、それを要する力がなく、供給が需要をはるかに  
上回り、労働力は全く過剰の現象を呈し、失業問題が大きな影を投げかけてゐる現状である。  
このように過剰の労働力を要せとめる力もないままに、一方都市では法令に基づき最低賃金制  
が布かれてゐるほかワカボタ米の雇用禁止、労働時間、安全衛生、災害補償等についても法令（労  
働時間については一部協定）で定められ労働条件の向上が打ち出されてゐる。さらに労働組合  
運動も年を返つて活発になつてきており、特に農業區は労働者の組織化が進んでゐるが、今迄  
の発生もこれを反映して極めて多くなつてゐる。

元來ケニアにおける原産民の所得は極めて低く、ウガンダ等に出比べても一般に貧乏であり、  
したがつて生活レベルも低くなつてゐる。ケニアのこのような事情からして、ケニアにおけるア  
フリカ人の労働条件の向上しない労働環境の問題は十分了解できるとしても、要は政策的な  
般の政策が置まれる次第である。

以上ケニアについて概観したところであるが、現在ケニア政府としては、失業問題の解決はもとよりであるが民生の安定を限り自主独立に備えて経済研究に努め、国民教育に力を入れ、国づくりに必要な人材の養成と工業等の奨励、国内産業に対する助成政策を進めている。現在具体化しつつある基本として見べきものはアフリカ人地域特定地区における経済の発展を図るため、スライナートン計画をもつて農業の振興に力を注ぎ、或はアフリカ人の感得する小工業の育成発展を図るべく、海外からの援助資金等をもつて融資制度を設け、これを重点政策として実施している。

ケニアには独立を遂げた現在、海外から種々の方法で援助の手が送しのべられているがケニア政府もそれを大いに期待しているようである。このよりな事情からして、わが国が、ケニアに対する援助の方法として、昨年米設置を予定している小規模工業技術訓練センターは、ケニア側より非常に歓迎されているところである。したがって本調査団は昨年派遣された予備調査団の結論に基づき、(memorandum) の案に沿って調査を実施した次第である。

## 調 査 日 誌

8月10日(土)

本調査団は SIC-986にて P. m. 1:50 羽田発、ケニア小規模工業技術訓練センターの調査調査に先立ち、バヤスタンにおける Swedish Pakistan Institute of Technology について予備的調査を行うためバヤスタンのカラチ (Karachi) へ向った。P. m. 11:00 カラチ到着。

8月11日(日)

a. m. 9:00 在バヤスタン大使館訪問、今回の訪問の目的をつけ、種々便宜供与方を依頼するとともに在バヤスタン大使館令西書記官より Swedish Pakistan Institute of Technology の実情および運営状況その他バヤスタンの一般状況について説明を聞いた。午後カラチ市内の種々施設等を視察した。

8月12日(月)

a. m. 9:00 ホアル発カラチより約20マイルの Swedish Pakistan Institute of Technology 跡を訪問し、所長よりその運営状況および問題点等について説明を聞き、種々施設を視察した。

8月13日(火)

P. m. 2:45 カラチ発ケニア向けの a. m. 12:00 ナイロビ (Nairobi) 到着、ケニア政府 Kilimo 工大臣、Maddison 商工次官、山本総領事等の出迎えを受け、河野総長にて調査委員を待たせ、P. m. 1:30 宿舎に入った。

P. m. 2:00 総領事館を訪問、山本総領事から今回の調査団の来訪の趣意を述べるとともに河野総長よりケニアの経済、政治事情等に關する説明を聞いた。なお引続き今後の調査方針、目標等について説明打合せを行なった。

8月14日(水)

a. m. 9:30 ケニア工省に Kilimo 工大臣を訪問、挨拶のち河野大臣および Maddison 次官、Bailey 次官補他関係職員とセンター職員に關する基本問題について交渉にいらした。この会議ではまずセンター設置場所が問題となり、協議が行われたが、要領を得ないのて取次ぐケニア側の要請するナクル (Nakuru) の東アフリカ製菓工場跡の視察を行なうこととした。

8月15日(木)

a. m. 9:00 総領事館を訪問、今後の調査事務処理について種々打合せを行なった結果、河野総長の好意により河野書記官を調査団事務所として提供されたので、本調査団はただちに今後の具体的な調査方針、調査事項等について打合せを行なった。

8月16日(金)

a. m. 8:30 本邦連盟はナイロビより北西約100マイルのナタルにある英アフリカ煙草会社 (East Africa Tobacco Co.) の工場に行き、モンター総監に必要な形条件について調査を行った。なお同工場視察後、ナタル市長主催の昼食会が催され、ナタル側より市長、副市長、その他市会議員の幹事が出席した。

8月17日(土)

前日の調査結果にもとずき英アフリカ煙草会社の工場にモンターを設置することの調査、同地点等について検討した。

8月18日(日)

前日の検討にもとずきケニア側にもとずき文書、レイアウト、組織図等を作成した。

8月19日(月)

a. m. 9:00 山本総領事と、ナタル視察結果にもとずき今後のケニア側との交渉に関する行合せを行った。p. m. 2:00 ケニア政府を訪問、モンターに関する重要事項について討論を行った。なお詳細事項に関する検討は、明日からの専門担当者との会議に移すこととした。

8月20日(火)

p. m. 2:30 I. D. C. (Industrial Development Corporation) 会議室においてケニア側と知目事項について協議した。その際ケニア側のモンター構想および予算等について説明があった。が、同連盟としては一応これを懸念するにとどめた。p. m. 7:30 ケニア側の構想に対する対策、今後の交渉方法等について検討を行った。

8月21日(水)

p. m. 2:30 I. D. C. 会議室においてケニア側と前日に引続き会議を行った。わが方より前日のケニア側の提案を反駁し、とくに訓練コースおよびモンターの場所選定物についてケニア側の考えを強く申し入れた。

8月22日(木)

a. m. 9:30 山本総領事の同行をえて、欠総領事が商工省に Maddison 次官を訪問、ケニア側の訓練コースに対する見解を質すとともに、モンター設置場所について替地方中入れを行った。これに対し同次官より説明があり、設置場所としてナイロビ周辺のカベタ (Kabete) の Technical High School の施設について提議があった。p. m. 2:30 同連盟は山本総領事林領事同行のもとに、カベタの Technical High School を訪問、ケニア側より Maddison 次官、Beresford I. D. C. 連事長および Technical High School 関係者立会のもとに同施設を視察し、協議した。

8月23日(金)

a. m. 9:00 林領事の同行を得てカベタの Technical High School の再調査に赴き、改め

てモンター設置につき主として技術的な面より詳細調査を行ない、同施設がセンター施設として適当であるとの結論に達した。p. m. 2:15 この結論にもとずき商工省会議室においてケニア側と協議したが、ケニア側はカベタを適当とする提議および各訓練コースの Curriculum, Pilot Plant 等の資料の提出を求めた。

8月24日(土)

a. m. 11:00 総領事館に Beresford I. D. C. 連事長を招き、日本人要員数、職種等について話し合いを行った。

p. m. 2:00 よりナイロビ周辺の学校等センターに利用できる施設を視察した。

8月25日(月)

前日の会議でケニア側より要求された資料について検討作成した。

8月27日(火)

前日作成した資料について再検討を行った。

8月28日(水)

p. m. 2:30 商工省を訪問、前日ケニア側より要求のあった資料を提出、説明を行ない、引き続きケニア側の予算、日本人要員数、設置場所等について協議した。

なおわが方よりセンターのカベタ設置の案について、ケニア側の努力を強く要請した。

8月29日(木)

p. m. 2:30 商工省会議室においてケニア側と協議を行った。この協議においては訓練コースおよび職種について原則的に合意に達したが、具体的実施についての細目は改めて日本側の Principal 赴任後協議することとした。

8月30日(金)

a. m. 10:30 商工省会議室においてケニア側に対し前日の討論内容を再確認するとともに、訓練期間等について意見の調整を行った。

8月31日(土)

前日の討論結果にもとずき訓練期間、Pilot Plant, Production Unit 等について、わが方の見解を文書をもってケニア側に提出することとし、これら資料の内容を検討作成した。

9月2日(月)

ケニア側へ提出すべき資料の再検討を行ない、引続き討論議案の原案の作成にかかった。

9月3日(火)

p. m. 2:30 商工省会議室にてケニア側と会議を行った。わが方より訓練期間、Pilot Plant, Production Unit 等に関する文書を提出した。なお設置場所についてナタル案がケニア側より再提案されたので、改めて再調査を行なうこととなった。

9月4日(水)

# 調査交渉方針

a. m. 9:00 より林業部の同行を伴ってナクルムに赴き、建設省の Sidebothan 主任監査官の協力を得て各建物について詳細な調査を行なった。

9月5日(木)  
建設部部長の案を最終作成し、ケニア側へ提出したが、引続きセンターのレイアウトを作成した。

9月6日(金)  
a. m. 10:30 前工務部においてケニア側と前日提出した建設部部長案について協議した。また佐々木部長は吉田部長と同道してナクルムに赴き、ケニア側政府と建物改修上の打合せを行なった。

9月7日(土)  
a. m. 8:00 翌日、園口の同客はナイロビ発帰。

a. m. 8:00 翌日、園口の4名はレイアウトを作成するとともに建設部部長との最終的打合せを行なった。

9月9日(月)  
a. m. 8:30 前工務部において矢野部長と Bailey 次官補が建設部部長に召名を行なった。

9月10日(火)  
a. m. 12:40 ナイロビ発帰の途についた。

東アフリカ、ケニアにおける小規模工業技術訓練センターの設置に関しては、昨年6月予備調査が派遣されたところであるが、同調査団は約1ヵ月に亘ってケニアの政治、経済、社会、文化、人間問題、建築、労働等技術訓練センター設置の調査となる種々の実情を明らかにし、それに基づき技術訓練センターの設置調査に関する全般的な構想を練り、ケニア政府に提出した。

その後ケニア政府から佐々木・ロビロ日本総領事館を通じて、同国政府の財政的逼迫を理由に、技術訓練センターの設置場所、訓練設備等の変更に関する提案がなされたが、本調査団としては予備調査団の調査結果から判断してケニア側の提案は調査交渉の過程において考慮することとし、一応予備調査団の構想を基本原則とし、次のような調査交渉方針をたてた。

1. 小規模工業技術訓練センターの設置場所について  
センターの設置場所についてはわが方の提案に対し、ケニア側はナクルム(Nakuru)を本部地として提案してきたところであるが、本調査団は予備調査団の調査結果に基づき、センターはケニア各地よりの訓練希望者を受け入れるのに都合であり、且つ行政、教育、文化、建築等の中心地であるナイロビ(Nairobi)市又はその周辺に設置することが望ましいことにかんがみ、この原則をあく方針の下に調査交渉に当たることとする。但し調査交渉において、ケニア側にこの基本方針に大抵の変更を求むるような巨むを得ない特殊事情がある場合には、外務本省へ申請し、それに基づいて措置することとする。

なお本件については主として次のような事項につき確認するものとする。

- (1) ケニア側が提供すべきセンター設置の予定地
- (2) 予定地域におけるセンターを設置する土地の野放および地質(地形)の状況
- (3) 土地確保に必要な手続をなす予備調査の状況
- (4) 電力事情(電圧、周波数等)
- (5) 燃料の供給状況(煤油、石油、ガス等)
- (6) 水の供給及び水質の状況

2. センター施設(建物および設備)について  
建物および設備技術センターの施設については、このセンターのもつ特殊性から、建設省長官による技術支援委員会を設け、その委員にリサーチ部門等のそれぞれの運営に支障をきたさないように、必要な施設、設備が要求されるので、新しい施設、設備について申し入れることと

する。然しケニア側の財政的あるいは政治的な事情からセメントの設置場所がケニア側に決定することとなれば、同地における東アフリカ建設会社のナタル工場建物を利用することとなる公算が大いである。その場合には建設費の増大はもとより、必要最少限度の建設の増設を要することとする。

以上の見地からセメント施設については次の事項につき確認するものとする。

- (1) ケニア政府が提供すべき建物および付帯設備の概要
- (2) 予備調査の状況
- (3) 新設建物の竣工期間
- (4) 東アフリカ建設会社ナタル工場跡を利用する場合の改修及び増設に要する建設の財源状況と竣工期間

(5) 受電所における供給可能電力量

(6) 給排水管の状況

### 3. 別紙種類について

別紙種類についてはわが方提案の7職種に対し、ケニア側は皮革 (Leather working)、化学 (Chemicals) 等の職種を指定し、且つこれら職種に組み替えるため、7職種のうち皮革および皮革 (深掘用品、建築用板金等)、ラジオおよび電気機器、自動車整備、自転車およびオートバイ等各種別紙職種の職種をなるべく除きたい旨提案してきたところであるが、本調査団としては、予備調査団の提案による7職種がケニアにおいて、ケニア人の職能に属する小規模工業として成り立つ可能性があり、且つこの種企業から遠くから買収発展せしめることがケニアの現在および将来において最も重要であるとの見地から指定された職種にかんがみ、これらの職能を決定して、実施するよう努力することとする。然しケニア側の要請する職能がわが方の予定の範囲内においてまかなえない得るものであれば考慮することとする。

### 4. セメント施設について

本件については主として次のような事項について確認するものとする。

- (1) セメントの運送距離についてのケニア側の構想
- (2) 理事長の選任および職務概要
- (3) ケニア側委員、事務副委員長等の構成および待遇
- (4) ケニア側委員 (副理事長および補助委員長) の日本への呼称と別紙実施の可否
- (5) セメントの原産国およびその指配命令状況
- (6) セメントの運送費についてのケニア政府の予算概算
- (7) 運送費不足の場合の補充の方法
- (8) セメント運送上の課税状況

### 5. 別紙生について

別紙生はセメント設置の趣旨からして、広く国内各地から優秀な人材が募集されなければならぬが、アフリカ人の感情的事情から別紙生は別紙生に負担する建設の促進等について特別の配慮が必要であり、特に経営者養成コースにあっては既に職業をもって居る者が別紙生を受けることとなるので、別紙生期間における生活の保護等について十分なる考慮が払われなければならぬ事情にかんがみ、次のような事項についてケニア側の考えをたずねる。

- (1) 別紙生の募集方法および募集責任機関
- (2) 別紙生用寮宿舎の設備
- (3) 別紙生に対する給与、待遇等
- (4) 別紙生の訓練終了後における取り扱い—公的証明書制度および開業時における特別の奨励—

### 6. 日本人委員の待遇等について

本件については第三国の専門家に与えられる待遇、免除および便宜よりも不利でない特権、免除および便宜を与えられるものとし、概ね次の事項について申入れることとする。

- (1) 宿舎は家具付で日本人委員として適当な規模のものであること。  
— 一般少額 居間 1、寝室 2、食室 1、台所、バス、ガレージ付き程度の規模であり、且つ冷暖房及び電話の備付けのもの—  
— 一理事部長の宿舎はその地位にふさわしい規模の建物—
- (2) 特権免除として所得税、賦税等のほか日本人委員の食糧品等については、入国時のみならず、その後も引続き免除をなすこと。  
— ケニア側務中の課税等については、本人および何れ家族に対し、庶民施設の特権した所、税による無利権がなされること。
- (4) 公務旅行に要する費用はすべてケニア側の負担とすること。

### 7. 供与機械器具について

本件については主として次の事項について確認するものとする。

- (1) 供与機械器具の提供けまでの一時的保管場所
- (2) 供与機械器具の国内輸送能力
- (3) 供与機械器具の現地修理の可否
- (4) 供与機械器具の現地調達の可否
- (5) 供与機械器具の部品補充の可能性
- (6) 補充部品に対するケニア政府の課税
- (7) 別紙用各種材料の現地調達の可否

# 調査交渉の概要

## 8. その他 (レウクトの上から確認事項)

- (1) 自動車整備工場における整備用機械の設置について法的な制約の有無
- (2) 溶接についての免状制度の有無
- (3) 機械設置の据付け工事を単工する指導技術者を専任させることの可否
- (4) 配管工事を施工する指導技術者を専任させることの可否
- (5) 電気工事を単工する指導技術者を専任させることの可否

## 9. 討議結果

交渉調査団は前記のセンター調査交渉方針により、ケニア政府当局と協会を行なった上、現地においてケニア政府との間で討議議事録を作成するものとする。  
 討議議事録に關しセンター設置協定に直接關係する事項については意見の交換にとどめ、それ以上の具体的な、または政策的事項については、十分に説明の上、ケニア側の協得を得るようにする。

本調査団の任務はケニア小規模工業技術訓練センターの設置について必要な調査乃至交渉を行ない、日・ケ両国間の正式協定のための基本的事項を取り纏めることである。而して本調査団は前項に開げた方針を定め、それに基づいて調査交渉を行なつたのであるが、その経過は次の通りである。

8月12日 本調査団はナイロビ到着後、直ちに在ナイロビ日本総領事館を訪問し、山本総領事に本調査団の来訪の趣意を述べるとともに、同総領事よりセンター設置に關する諸問題の要点について説明を聞いたが、その際総領事から特に主な問題点としてセンター設置場所についてケニア側の見解について説明があった。すなわちケニア側は政策的、政策的な事情をからしめて、ナダルに設置することを要請しているとのことであつた。而してさらに同総領事はこの設置案は当地条件、産業事情、その他各種の地理的要素等の特殊事情から首肯し得るところであり、他方ナイロビに設置するとすれば、ケニア側はA.I.D.等からの資金援助を仰がなければならぬとの趣旨を明かにしているもので、もしそのようなことになるとすれば、我が国の援助によるセンターは日本独自のセンターとしての性格を失う恐れがあるとはいか、この点十分に考慮する必要がある旨述べた。そこで調査団としてはこれらの問題点を十分調査しつづ、今後の調査交渉をすすめることとした。

8月14日 午前9時調査団は山本総領事同行のもとに、ケニア工務省に Kiano 工務大臣を訪問し、調査交渉にはいつた、出席者および協会の内容は次の通りである。

- 日 本 側 調査団全員および山本総領事
- ケニア側 Kiano 大臣、Maddison 次官、Bailey 次官兼 Beresford I.D.C. 理事長、Eid 政府顧問

席上まず Kiano 大臣より調査団設置の挨拶があり、これに對し調査団長より挨拶の辭を述べ、引続き日本側のセンターの設置構想およびその具体化に關する問題等について説明を行なつた。一方 Kiano 大臣はこの事業はケニアの小規模工業の発展にとつて極めて重要であること、センターの設置場所はナダルにしたいこと、皮革加工を専らにしたいこと等が意見を述べた。而して今後の調査団との詳細な協会については、Maddison 次官、Bailey 次官兼警察官の担当者を探し、調査団への全面的協力を約して退出したが、調査団は引続き次官以下担当者との協会を行なつた。

## (1) 概観に關する問題



が挨拶のため来訪するなど、ケニア側のナクル設置についての政治的事情の一端がうかがわれた。

8月17日 本調査団は、前日の調査結果にもとづき、東アフリカ煙草会社の工場建物にセンターを設置することの適否、問題点を検討したが、その結果については次の会議に面会することとした。検討の結果は、ナクルの工場施設は④ 工場建物は調査研究班、管理班、会議室、教室、視聴覚教室、図書館、相談室がないので、新設する必要がある。⑤ 前記施設のほか、運動場も必要であり、その他将来予想される拡充に対しても余裕なく、全体として2.3エーカーの現地でには調査だけでなく、完成の相違が大きい。⑥ 地盤が軟弱である。⑦ 新設施設がない等の不適当な条件が多く、もしもしえてセンターとして使用する場合は、これらの条件を充たすことが第一の前提であるとの結論に至した。

そこで8月19日 午前9時 日本総領事を訪問し、ナクル設置の結果を中心に今後のケニア側との交渉に因する打合せを行なった。その結果、センター設置についてはナクルの設置場所の問題によって相當の目的を成している事情からして、今後の調査交渉についてはこれを効果的に進めるため全般的に問題点を取り上げ、文書をもつてケニア側に提出し、その回答を求めたうえで調査交渉を行なうこととした。

8月19日 午後2時 工務省を訪問し、別添(山)のようなセンターの設置に際する照会事項について、ケニア側の考えをたずねた。当日の出席者は次の通りである。

- 日 本 側 調査団全員、山本総領事、林領事
- ケニア側 Maddison 次官、Beresford I. D. C. 理事長、Bird 政府顧問

これに対しケニア側は次の通り回答があった。

(1) センターの設置場所はナクル工業地帯の東アフリカ煙草会社の工場を予定しており、すでに政府は会社と5年間の賃借について話が通まっている。必要によってはその賃借期間を3年の延長が可能である。(賃借料、地代等はセンターの延長より支払うことになっている。)

(2) センター設置の予算はすでにケニア政府で計上済みである。

(3) センターには運動場は必要ないと思われるが、自動車交通確保のために必要であればナクル市内の他の運動場の提供につき市当局と話し合っており、その他将来の必要をみこんだ3エーカーの土地の追加については、所管の東アフリカ鉄道管理当局と話し合っている。

(4) 土地の地盤については提供される機械の重量(最大は油圧プレスで平方米当り5トンの重)に応じた床の強化を行なうが、これに必要な地耐力については東アフリカ煙草会社と相談して確認し希望したい。

(5) 設置場として使用するために必要な工場の改修は、同工場を煙草会社に売却する際に元の

集積については① 金属加工(鍛造、板金、溶接) ② 電気機器 ③ ミシン縫製 ④ 自動車修理 ⑤ 木工 ⑥ 小型機器の組立、修理(自転車、スクーター、オートバイ、小型農機具を含む)の6種目とし、以上のほか皮革加工の追加とともに、将来は金属加工に調査を加えたい。ケニア側から提案がなされた。調査団としてはなるべく要望に即応しようとした。

(II) 調査期間に関する問題

調査期間は調査団より、最低1年間とすべき提案をしたが、ケニア側より10ヵ月以上とすることは好ましくないとの意見があり、更めて詳細に検討協議することとした。

(III) 調査研究部門の設置に関する問題

調査研究部門の設置については、ケニア側より将来調査班の拡充その他センター運営に備えて是非考慮されたい旨、強い要望があった。なお将来の班の拡充についてはケニア側は日本側よりの援助を期待するが、不可能のときは他のソースからの資金提供によっても実現していきたい旨の希望表明があった。調査団は知照後日本政府に伝える旨とした。

(IV) Pilot Plant について

ケニア側はセンターは製造者の受託という形を取るか、センターにおける実習場は製造者が訓練終了後直ちに閉鎖、運営に後援しよう、Pilot Plant の方法を採用したりきき maddison 次官より強い要望があった。これに対し本調査団はレイアウトの過程において十分検討する旨約した。

(V) センターと外部協力機関について

センターと I. D. C. (Industrial Development Corporation) との協力について、とくに I. D. C. によるセンター終了後の閉鎖資金の融資について話し合いを行なったが、原則的には了解点に至した。

(VI) 股 置 場 所

設置場所についてはケニア側より財政的、政治的事情等からナクルを第一候補地として提案があった。これに対し本調査団としてはあくまでもナイロビに設置する方針にはあるが、一度ケニア側の希望を検討することとし、16日現地調査を行なった。同行者は日本側 山本総領事、林領事、ケニア側 Maddison 次官、Beresford I. D. C. 理事長、Bird 政府顧問の3名であった。

ケニア側はナクルにおける、東アフリカ煙草会社の工場建物をセンター設置の場合の建物として予定していたが、本調査団は敷地の広さ、建物の面積、配置、即取り、改修の可能性及び設備、電気、水、暖房、地耐力等について調査を行ない、後日レイアウト作成のうえ、その調査ならびに設置する場合の問題点について、検討協議することとした。同工場現況後、ナクル市長主催の屋外集会が開催され、ナクル側より市会議長、副議長、その他市会議員の幹部が出席した。また調査団の工場視察の際、ナクル出身のオネゴ情報大員

状態に直して返す条件であり、その範囲以上のことはできない。

- 16) 改修は調査団から提案あり次第、建設省等と協議し、その取組りにもついで措置したい。日本側の要求する建物の新築は予算がないので不可能であり、局部改修しかできない。なおケニア側の計算によると現在の工場は所要面積の2倍の広さがあり十分である。
- 17) 香煙はセンターの妨げになることは不可能であるので、ナクル市に交渉し YMCA の寄宿舎の提供をうけることとした。
- 18) 日本側が学機材が3月に到着するならば、ケニア側は機材到着後直ちに提供できるより準備したい。モンパヤナ到着後の機材の保管はケニア側が十分に責任をもって当るが、日本側よりもナクルへの機材の搬入、配置、搬付けのため、日本側委員の早期派遣を要望したい。
- 19) 機材はモンパヤナ到着とともにケニア側が引き取り、輸送はケニア側の負担で行なう。また機材用品は日本側より最初の、一年分が供給されることについて了解し、それ以上の機材用品についてはセンターで調達を行なうこととするが、その場合は機材費および郵費はコマンナルベースにより提供される必要がある。日本側の特別の配慮を希望する。
- 20) センターの名称は "Small Industry Research and Training Centre" とする。
- 21) センターの所蔵はケニア工科大学に直属し、その指揮監督下におかれる。
- 22) センターの組織は日本側の提案に原則的には同意するが、詳細は今後の相互協議の際に取り上げる。なお調査部及び経営相談の専門家追加派遣は承認する。
- 23) ケニア側スタッフは副理事長1名、補助技師員6名、事務員等24名とし、すでに所要予算を算定済みである。
- 24) ケニア委員の待遇は、ケニア政府公務員の通市の規定に従ってきめられる。
- 25) 調査団のケニア側委員に対する資格条件 (Trade School 卒業後数年の業務経験を有するものとし、8ヶ月間日本に研修せしめられたい) の提案は了解する。なお調査団が帰国前に、これら委員と面接することは時間的に困難である。
- 26) ケニア側のセンター運営の予算は8月21日に提出する。
- 27) センターの組織運営で生じられる物品を売却し、センターの補修費、副教育機材費に充当する調査団の提案は了承する。
- 28) 副校生の訓練終了後、卒業できるまでのつなぎと初期訓練のため、ならびにセンター運営費自給自足の手段としての Production Unit に関する調査団の提案については、ケニア側はこれら副校生が訓練終了後、I.D.C. からの資金融資によって直ちに開校できるので、その必要はないと思われるが、この点はコースの問題と併せて今後の研究課題としたい。
- 29) コースの期間はおよび定員に関する調査団の提案については今後相互に専門家の間で協議決定することとするが、ケニア側は建設訓練とあわせて、Pilot Plant により訓練する方法を要する。

29) 副校生の入務資格の問題はコースが未定であるので、その後の協定を俟て協議したい。副校生コースは調査団でなくとも12ヶ月の期間を要するとの見解であるが、ケニアの事情としては12ヶ月の長期に亘り訓練を行うことには問題があり、特にアメリカ人は好まないののでケニア側としては訓練コースは短期と短装とを併せ、訓練期間を10ヶ月程度のコースとした。

30) 副校生の生活設備については、副校生の入務とともに I.D.C. から資金融資を行ない、これによって生活を維持して行くようにしたい。

31) 本業者に対する研修は担当委員、理事および副工大臣または次官が専任して考えることとする。

32) センターは丁生に対しては I.D.C. による調査資金の融資のほか I.D.C. の小工業協成部で必要に応じてアップし、援助、監査するようにする。またメンバーの生産品の販売等については十分配慮する。

33) 日本側委員の待遇、免除に關し、理事長と委員のための住宅については、それぞれ600ポンド及び450ポンドの家賃を予算計上しているもので、これによって調査団の要する規模の家が提供できる。

34) その他の特権免除は下記の通りとする。

① 委員が海外からうけた給料に対する所得税の免除

② 最初に到着したときの課税免除は

イ) 身用品及び家財

ロ) 最初の到着時に委員のものがあることが税関により認められた自動車1台

ハ) 職業上の必要機材とし、

但しこの課税の免除はその物品が同一の特権をもっているもの以外に課税されたときは中止される。

35) 医療のサービスは政府の職員と同等のものを与えられる。

36) ケニア国内で購入した物品の資金は第三国技術援助の専門家と同様に免除されない。

37) 公用旅行の経費はケニア政府の職員と同じ基準によって支給される。

38) 日本側委員のセンターと生産間の通勤には、小型バス提供をすべくその購入費の予算はすでに計上済みである。

以上のケニア側の面書に対し若干の意見の交換が行われたが、訓練期間コースおよび定員その他の未決定事項は、今後相互についての打合せ会で協議することになった。

8月20日午後5時30分より午後5時まで I.D.C. 会議室で相互事項について打合せを行った。当日の出席者は次の通りである。

日 本 側 調査団委員、林昭彦

B 予 計

(1) 訓練生

生活費、食費等の生活費に貸付金によつて賄われる。  
旅費及び小遣いは自己負担とし、大部分の訓練生が週末には帰宅すると思はれるので、訓練は1週5日とする。

(2) 初級訓練費

小型バス	＄ 1,300
機械の運搬と運付け	＄ 500
建物の改修	＄ 300
事務用品	＄ 1,500
日本人要員の身廻り品の輸送	＄ 70
家賃等	＄ 160
臨時費	＄ 1,420
ケニア側要員の府内中の旅費	＄ 900
計	＄ 6,650

(3) 經常費

管理費	＄ 5,600
補助員賃金人件費	＄ 2,000
その他事務職員人件費	＄ 6,700
運送費	＄ 6,000
原料料費	＄ 650
雑費	＄ 1,000
計	＄ 21,950

なお初級訓練および予計に關して、ケニア側より大蔵省がセンターに出しうる經常費の概算額は年々25,000であること、日本側職員を13名とすると、管理費のみで6,900程度となること、I.D.C.の融資資金として、現在615,000,000あること、訓練生は入所の際に入所費を行ない、これにバスしたものに融資してやること、返済期間は5年から7年で利率は6%であること、訓練中の訓練生の生活費に融資によつて賄い、万一訓練の途上で挫折して訓練に至らなかつたときは融資を返済せねばならないので訓練中の融資は補ってやること等の説明があった。調査團としては、ケニア側の案は、コース、訓練期間等が方の考えと可成り相違する部分があるが、両側の関係もあり一度協議することにとどめた。

8月21日、午後2時よりI.D.C.会議室において会議が開催された。当日の出席者は次のとおりである。

ケニア側 Beresford I.D.C. 理事長, Sid 政府顧問

席上ケニア側はセンター感についての考え方について、次のような見解を述べた。

- ① ケニアでは現在アフリカ人は約60万（総人口の約7.5%）がヨーロッパ人、アジア人に雇用されており、このうち約10万人が商工業に従事している。
- ② この商工業技術者のため政府は過去20年間に亘つて職業訓練を行なってきた。
- ③ このような職業訓練学校を出て業務についている人々のなかから、小企業者となる者を選んでこれを自立せしめるため、融資資金を融資する方針である。
- ④ 勿論これらの人々には十分な技術をもっていることが必要であり、そのような状態で選定し、融資制度を設けて、自立自営せしめるのがセンターの理想である。
- ⑤ 現在の被雇用者中、自営に必要な十分な技術をもつたものの数や、その下で雇用される技能者の数についても十分ケニア政府は考慮した上でであり、従つて、雇用労働者としての技能訓練をこのセンターで新しく始めることは考慮していないし、その必要もないと思う。
- ⑥ また、どこに、どの程度の、どんな工業をつくれればよいかということも現在研究中であり、今後も研究し、それによつて将来は新しい職種をつくることも考えている。
- ⑦ このような仕事をセンターと今後相談してゆくつもりで、そのためにセンターの業務をただの Training でなく Research and Training としたい。

人 事 要 領

イ) 基礎的技術の習得を以て小規模工業の経営者たり得る者の訓練

ロ) 小規模工業の研究と工場建設のための調査の実施

- (2) 業 種 の 数 6 業 種
- (3) 訓 練 期 間 平均10ヶ月
- (4) 訓練生の定員 1 業種10名 計 60名

(注) この定員数は集中的訓練効果の適正確保、産業的條件、融資等を勘案して決める。但し、次年度より定員増を図るものとする。

- (5) 訓練生の募集  
指定地域から選定採用する。
- (6) 訓練の方法  
企業家制度は各人の投資資本と融資の両立により、センターの訓練生はこの融資の条件が与えられる。

日本側 調査団全員、林領事

ケニア側 Beresford I. D. C. 理事長、Eid 政府顧問

この会議では調査団はケニア側の前日の提案について反駁し、とくに訓練コースについては10カ月の感覚者養成コースだけではたとえ訓練生が奨励奨励をもらっていても現実に感覚者養成も一般的に広く、加えてその感覚者は単体工であるので、企業感覚には感覚者もなるべく熟練多能工としての技能をもち、また必要である。従ってたとえ感覚者の養成を目的とする訓練所であっても、感覚者およびその従事員となるものに対する技能訓練が必要であることを強調した。なおこれに関連してセンター設置場所については、ケニア工場が操業時の理由で適当でなく、増設するか、もしくはそれが可能でなければ他の場所を選定すべきであるとの見解を述べ、ケニア側に事務所を強く申し入れた。これに対しケニア側より予備調査団の提案による中核的感覚者の養成は、その後17才未満の年少年の就業禁止の法がきたことなどより実施を取りやめたこと、またこのセンターは College に相当する高次の訓練施設とする方針で、訓練内容もそれに相応するものとした旨の説明があったので、調査団はこれを了承した。

8月22日、午前9時30分大連団長は山本総領事の同行を得て調査団に Maddison 次官を訪問し、さきの交渉で解決しなかつた問題について感合いを行ない、下記の通りの了解に達した。

- (1) センターの訓練の定員は100名とし、入所資格は所定の革命(25才以上)に達し、少くとも Artisan Grade I の資格をもち、かつ数年の賃務経験を有する等とする。
- (2) 訓練コースは(イ)技術及び感覚訓練コース(ロ)感覚訓練コースの2コースとし、前者では特定の小規模企業に必要なら賃務に関する追加訓練と、企業自身に必要ならゆる西の感覚者養成を考へ、後者では主として企業に必要なら感覚者養成の感覚者養成を考へる。
- (3) 訓練期間は、(イ)のコースは1年、(ロ)のコースは6ヶ月とする。

(4) Research 部門の設置については、将来センターにおける必要感覚者その他訓練に必要な事項について新たな可能性を調査するものであり、ケニア小規模工業の開発のための政策遂行にとって重要なものでもあるから、調査団は日本側要員として調査業務を含む13名の専門家の派遣について日本政府に伝える。

(5) センターの設置場所についてはケニアの煙草会社の工場がセンターとして不適当である点を指摘したところ、これに対し Maddison 次官は新たにセンター候補地としてナイロビ郊外のカベタの工業学校の施設について提案した。しかしこのカベタの施設を転用する場合附帯施設の整備のための大きな予算が必要であり、その場合の追加感覚者は日本政府が考慮してほしい旨ケニア側より申し入れがあった。

以上の各項目は今後の細目の技術的検討の基礎となるものであることが確認された。

なおこの交渉の結果に關し Maddison 次官は同日付をもって山本総領事に慰問を呈し  
① 訓練定員を60名から100名に増加すれば同時に訓練感覚も50%程度増加することとなるが、これに伴う予算の増加については保証できないこと。

② センター設置場所をカベタとする場合、附帯設備等に相當の感覚を要するがその場合の感覚の日本側の負担について考慮ありたいこと。

③ ケニア側としてもケニアの工場の設備について東アフリカ煙草会社と感合いを図っており、変更については至急決定する必要があること等について感覚者の確認を求めてきた。そこで本調査団はひとまずケニア側より提案のあったカベタの工業高等学校にセンターを設置することについて、その可否を確認するため午後2時30分山本総領事、林領事の同行を得てカベタの Technical High School を訪問した。ケニア側よりは Maddison 次官、Beresford I. D. C. 理事長及び Technical School 関係者並みいのもとに同施設を視察、調査した。調査の結果同施設はナイロビとの距離、建物の配置、建物の使用効率、改修所要感覚者よりこれを適当と認め明日引き続き詳細調査を行なうこととした。8月23日 調査団員のうち、林領、奥野、佐々木、即日の職員4名は林領事の同行を得て午前9時カベタの Technical High School の事務所に赴き、改めてセンター設置の適否につき主として技術的な面より詳細調査を行ない、適当であるとの前日の結論の適否につきこの確認にもつき、午後2時15分商工省を訪問会議を行った。当日の出席者は次のとおりである。

日本側 調査団長、山本総領事、随員

ケニア側 Maddison 次官、Bailey 次官補、Beresford I. D. C. 理事長およびEid 政府顧問  
この会議の結果

- (1) センターの定員は100名とし、訓練及び宿泊施設も100名を基準とし、一隊10名以上コース感覚人員を60名とする。
- (2) センターの日本側要員はケニア側としては職員を含め10乃至11名とすることが望ましいが、調査団が12名を必要とする場合にはその詳細理由を文書で次回の会議に提出する。
- (3) 調査団は訓練内容を分析し、これを文書で提出し、Bailey 次官補にその予算用途を整理せしめ、センター関係の政府予算の確保に努力せしめることとする。この点は8月28日の会議で更に討議する。
- (4) センターの設置場所の選定については Maddison 次官候補のように至大な政治的事情がある中で、この重要事項の政府の決定に資するため、調査団は早急にナクルとカベタの候補施設の利得得失と詳細に分析してケニア側にその候補を提出することとする。
- (5) 調査団はセンターのそれぞれの訓練コースの Pilot Plant について詳細な計画を作成し、次回の会議に先立って Bailey 次官補に提出するものとする。

(6) センターの設置場所と、副都立校の決定に要するため教育省の技術関係当局との会議を  
8月29日午後2時30分に開催することとする。また調査団とケニア側代表の総合全体会  
議を8月30日午後2時30分より開くこととする。

8月24日 午前11時、総務課に Beresford I. D. C. 理事長を招き、日本人要員数、職階等につ  
いて話し合いを行った結果、両氏はその予算の範囲内で日本側要員を12名とすることにより、  
意した。また職階については、自動装置はケニア側で中小企業融資の対象とならぬため、  
鉄道の建設、修理部門の中に入られることを要望したので調査団としてはこれを了承した。そ  
こで午後2時よりセンター設置候補所をあくまでナイロビ周辺に米むべく、候補した学校  
等の調査を続行した。

8月26日および27日、8月23日の会議においてケニア側より求められた資料について検討を  
加え、これが作成に開始した。

8月28日 本調査団は午後3時半同省においてケニア側と会議を開催した。当日の出席者は  
次のとおりである。

日本側 調査団全員及び林眞吾

ケニア側 Bailey次官補, Beresford I. D. C. 理事長, Eid政府顧問

席上まず調査団より、さきにケニア側から要求のあった資料について別添2を提出し、概  
略説明を行なったのち各項目について話し合いを行なったがその結果は次の通りである。

(1) ケニア側のセンター予算は3年間で £75,000 であることについてこれを承認し、了解  
した。

(2) 日本側要員の数についてはケニア側は12名の必要性は認めるが予算が7名分しか計上  
していないとの理由で12名の導入を欲したが、ケニア地域の家賃が比較的低廉であり、か  
つ英国人引き上げによる家賃が増えつつあることより、予算内で若干の融通性をもたせれ  
ば7名分の予算で12名の住宅確保が可能であり、日本側要員がその条件を了承することを  
条件として12名派遣について相互了解に達した。

(3) センターの設置場所についてはケニア側はカベテが適当であるとの調査団の主張に原則  
的に同意するが、ケニア側予算の範囲上ナクル案を要する意志なく、またナクルにセン  
ターを設置することはすでに閣議で決定されており、かつ重大な政治問題を含んでいるこ  
とからこの閣議決定を変更することは極めて困難であるとの説明があったので、本調査団  
としてはカベテ案の実現についてケニア側に再考を促し、ケニア側はこれを了承した。

(4) そこで、センターがカベテに決定した場合、ケニア側は調査団のレイアウトにもとづき  
建設省に資金貸付させることとなった。

8月29日 本調査団は午後2時30分より同省会議室においてケニア側と会議を行なった。  
当日の出席者は次のとおりである。

日本側 調査団全員、林眞吾

ケニア側 Bailey次官補, Beresford I. D. C. 理事長

まず前日提出した資料に関し、コースは技術および経営訓練コース並びに産業訓練コー  
スを設けることに了解が成立した。職階については日本側提議の ①金庫加工 ②ミシン  
縫製 ③木工 ④電気機器 ⑤皮革加工 ⑥小型機械の組立修理の6種目に対してケニ  
ア側は原則的には了解したが、職種の選定は I. D. C. の融資経験との関係もあり、その点  
クンツン職、木工、皮革加工の三種目は融資の対象として所望であるので、この3種目に  
重点をおき、他の3種目は需要の関係上訓練生全員に融資できるとは限らないので、場合  
によっては技能者の養成のみとなることもありうるとの見解が説明された。そこで、さら  
に話し合いの結果、カリキュラム、具体的実施方法等知目決定は改めて日本側理事長任後  
協議することとし、なお前記の職種問題についてもその際さらに検討することとした。

8月30日 午前10時半同省会議室において前日の会議内容について引き続き話し合いを行っ  
た。当日の出席者は次のとおりである。

日本側 調査団全員、林眞吾

ケニア側 Bailey次官補, Beresford I. D. C. 理事長, Eid政府顧問

まず前日の会議内容について再確認を行なったところ、訓練期間についてはケニア側は教  
習および経営訓練コースをスタンダードコースとし、訓練生には休職の必要性はないので目  
本側提議の45週を50乃至52週とし、その増加分についてはケニア側専門家一般職費等を収  
めたい希望であり調査団はこれを了承した。

続いて経営訓練コースの期間については、ケニア側は3ヶ月案を出してきたが、本調査団  
としては、かかる短期では経営知識について十分訓練を行うことが不可能であることを説  
明したが、ケニア側は予算を理由に不可能であることを主張したので結論をえず、この問題  
は次回の会議にゆづることとした。

なお、設置場所についてはケニア側は Kiimo 大臣不在のため、協議できないので大臣の  
知照する案を早々に決定したい旨申入れがあった。よって調査団はこれ以上話し合いを行なう  
ことは無意味であるので、ケニア側の設置場所決定まで会議を休むこととしたが、次回の会  
議は設置場所の問題をも併せて協議することとし9月3日に開催することとなった。

8月31日 前日の討論の結果にもとづき経営訓練コースの訓練期間, Pilot Plant, Production  
Unit 等について本調査団の見解を文書をもってケニア側へ提出することとし、これら資料  
の内容を校訂作成した。

9月3日 午後2時30分 同省会議室において会議を行なった。出席者は次の通りである。

日本側 調査団全員、林眞吾

ケニア側 Bailey次官補, Beresford I. D. C. 理事長

まず調査団より盛造コープの訓練期間、Pilot Plant、Production Unit 等に関し別添3の如き資料を提出し説明を行ない、ケニア側の同意を得た。

続いてケニア側よりセレンゲティの設置場所について発言あり、ケニア側事務当局は日本側の希望に即りべく協力努力したが、大臣としても政治状況上閣議決定事項をつくがえず案を閣議に提出することはできない。又その意思もない従って、ケニア側としては、本調査団に対しナクル設置について再考し、協力ありたい旨調査団に要請あり、既合いの結果これがケニア側の最良案であることを承認するとともに、ナクルの政治、財政上、産業上、地理的及び交通上の位置及び地元の熱意等より判断し、ナクル設置に原則的に同意した。しかし、なおケニア側はさらにナクル設置の場合調査団の要求する地帯については予算上不可能である旨の説明あり、かつ改修についても調査団の計算による6000ポンドの額は2000ポンド程度に減らしてほしい旨の申入れがあった。本調査団としてはナクル設置の場合には改修上の問題を含めて改めて政策的に詳細な検討ならびにレイアウトの作成を行なう必要があったので、翌日ナクルに赴き再調査することとした。

9月4日 調査団は午前9時より林組等の同行を得てナクルに赴き建設者の Senior Inspector Mr. P. Sidebotham の協力を得て各種物について詳細な調査を行なった。

9月5日 ナクルの再調査の結果大体的結論を得たので早朝より財政課事務の案を校訂作成し、午後3時ケニア側へ提出したが、引き置き前日の調査結果にもつきセンターのレイアウトを作成した。

9月6日 午前10時30分西工省において前日提出した計課課事務案について討議し合意に達した。出席者は次の通りである。

日本側 調査団全員、林組長

ケニア側 Bailey 次官補、他一名

続いてセンター開所時期、研修生の派遣時期等について意見の交換を行ない、これをもつて本センターに関する調査団とケニア政府との折衝を終了した。

なお他々本団員はナクルに赴き、レイアウト作成およびケニア側事務所との建物改修上の諸打合せを行ない、本調査団の改修案についての了解をとりつけた。

9月7日 午前8時 露沢、緑口の両名はナイロビ発給の途についていたが、因長および英野、池沢、佐々木の各団員も名はレイアウトの作成および総領事館との成打合せのため渡留し、翌日総領事と協定、要員派遣、研修生受入、燃料調達および運送上の諸問題をについて打合せを行なった。

9月9日 午前8時30分西工省において次官補と Bailey 次官補が計課課事務案に署名を行ない挨拶を交した。

9月10日 ナイロビ発給の途についていた。

## 別添1 centre の設置に関する照会事項

### 1. Centre の設置に関する事項

(1) Centre はナクル市所在の東アフリカ煙草会社ナクル工場に開設したいとのケニア側の意向であるが、この工場の土地及び建物はその確保について、既にその手続きがなされているか。

(2) もしナクルの煙草会社の工場を Centre として使用することとすれば、次のような点について考慮する必要があるが、これが予算措置はなされているか。

(a) 土地については現在の土地(2エーカー)では訓練施設上狭隘であり、また訓練室に多く見られる前形的発達の防止、建設増進等の見地から運動場の設置は是非共必要である。なお将来リサーチによつて訓練施設の増設拡大が予想されることなどにかんがみ、さらに少なくとも3エーカーの土地が必要であること。

(b) 現在の土地は訓練用機械器具設置の場合、地盤が軟弱であることにかんがみ、土地の強度(地耐力)に関する資料を基として、必要限度の地盤を補強する必要があること。(その部分については改めて示すこととする)

(c) 既存の建物については訓練上の施設として、実習場 (Work shop) としては低ね利用し得るも、各職種の訓練を最も効果的ならしめるためには、必要な補修、改装がなされるべきこと。

(d) なお既存の建物は実習場としてのみ利用が可能であるから、われわれ調査団としては調査研究室、管理室、会議室、金庫室、一般教室、視聴覚教室、図書館、小規模工業実習場のための相談室等を設けることの必要性を痛感する。

従つて別添資料1の通り建物の増築が考えらるべきこと。

(3) 日本側から供与される訓練用機械器具類は、すべて明年3月までに到着するよう発送したいが、これらの機械器具類は到着後、直ちに格付けをなし得るよう建物を完備することが可能であるか。

(4) 屋上の機械器具類はモンパナ港到着時から Centre 開設までの間、適宜にして安全な場所へ保管する必要があるがその場所はよろしいか。

(5) なお機械器具類の用品はモンパナ港到着と同時にケニア政府に所有権が移転することとなるので、これが引き渡しの後の取扱品はケニア政府の負担となるが、この点よく了解できるか。

### 2. Centre の運送に関する事項

(1) Centre の名称は "Kenya Small Scale Industries Research and Training Centre" としてよいか。

- (2) Centre はケニア政府の如何なる機関に属し、何れの階級監督下におかれるものか。
- (3) Centre の運営組織は別紙資料 2 の通りになることが必要であるかどうか。この場合、人的構成は次のようにすることが望ましい。
- (a) Centre の運営の責任者としての理事長 (Director) 1 名は日本側が担当することとしたい。ただしこれは協力期間中とし、協力期間終了後はケニア側に担当を引継ぐものとする。
- (b) 副理事長 1 名はケニア側が担当することとしたい。
- (c) Centre の各部門における日本側の技術的、専門的事項を担当する要員はそれぞれ 1 名程度 (Research 部門, Management 部門は必要数の人員とする) の範囲内において派遣する予定であるが、本件は協定期間の間に決定することとしたい。
- (d) Centre における日本側要員は、上述の通りであるが、これら要員の補助員となるべきケニア側要員、事務関係職員等の人員は (原価 20 名程度) を必要とするが、これらの人員配置は可能であるか。
- (4) Centre の日本側、ケニア側要員の待遇 (日本側要員の待遇は日本側負担) 等に関する詳細は如何か。
- (5) Centre におけるケニア側の副理事長及び補助技術要員は日本側要員の補助員となり、且つ、将来の Centre の幹事要員であるから、ケニア側要員 7 名を日本側の負担において、日本に招へいし、約 6 カ月間、それぞれ必要な訓練を実施したいが運送等の問題は可能か。もし、可能であれば、これらの要員は Trade School or Technical School を卒業後、数年以上の実務経験を有し、年令 25 才以上のものが望ましい。なおこれらの要員は Centre における各部門のいずれか一つの業務を担当するため、必要な訓練を受けられるものであるが、これらの要員の運送は可能か。
- もし、可能であれば、その派遣時期を知りたい。出来れば、早期に運送の上、われわれが米国滞在中にこれら要員候補者と面談し、日本の事情を一通紹介し、予知知識を与えたいが、この点如何か。
- (6) Centre 運営については毎年必要な経費が計上されなければならないが当面の経費に対する予算措置はなされているか。
- (7) Centre における訓練の結果当然生産される物品は民業を圧迫しない限度において、これを最も合理的な方法によつて売却し、Centre 運営経費の一部に充当する考えがあるか。例へばわが方が供出した機械器具の補修費、訓練用機械器具費、原材料費、その他経費等の一部に充当する考えであるか。
- (8) なお、Centre における訓練においては訓練生の訓練終了後、就職ないし企業自営まで一定期間を必要とするものもあると思われるが、この場合そのプールの方法として、如何なるか。

- るいは、技能水準向上のための再訓練の方法として、さらには運営経費の自給自足的な方法として、Production Unit が考えなければならぬが、この方法の採用について見解は如何か。
- (9) Centre における技能者の養成及び経営者の養成の訓練は、昨年の予備調査実施後 1 年を経過し、相當が勢も変化しており、且つ又、貴國の特殊事情によりそれぞれ別の訓政定員は技能者養成コースについては何名、経営者コースについては何名とするか希望があれば承りたい。
- なお訓練期間は前者を 1 年とし、後者を 6 ヶ月としたいが、この点も承りたい。
- (参考) 技能者養成 1 年コース及び経営者養成 6 ヶ月コースの教育課程は別紙資料 3 の通りである。
- (10) 訓練生の募集については技能者養成コースにあつては Intermediate School 卒業以上の学力を有するものを対象とし、経営者コースにあつては Trade School 以上の学校卒業生、又は今回新しく設置される Centre を卒業したものと及び一枚のケニア人小規模工業経営者を再訓練の必要上から、これを対象とすることが望ましいが、これらのことに對する見解は如何か。
- (11) 訓練生は國內各地から入所するものと思われれるが、これらのものを取替するための措置は可能であるか。
- (12) 技能者養成コースの訓練生は入所経費の負担に苦むものもあると思われれるが、この経費の軽減ないし無料とすること、その他処遇措置について考慮する用意があるか。
- (13) 経営者コースの訓練生については既に企業を運営し或は職歴に就いているものも多いためと思われるが、彼らが訓練を受けるについては、訓練期間中の生活保障その他処遇措置について考慮する用意があるか。
- (14) 訓練生の訓練終了については彼等に Director の発行する終了証書を与え、そして彼等が仕事に誇りと自信をもち、自己の能力を十分発揮するように、例へば終了証明書に政府の主管部長の署名をし、終了証明書を公的権威あらしめるとともに一定の賞格を附与して社会的評価を高めることが望ましいが、その措置について考慮する用意があるか。
- (15) Centre 終了後は小規模工業の閉鎖はもとより経営において特別の便宜、優遇等の措置を講ずる考であるか。
- 例へば、小規模工業の閉鎖に當り、必要な資金の低利的貸付又は訓練終了を資金の貸付条件とし、経営上においては生産資料の入手、生産品の販売等について特別の措置を執る用意があるか。

3. 日本人職員の待遇等に関する事項
- (1) 日本人職員の任命については適當な家具付で最小限次の如き間取りとし、屋外 1、教室

2. 食器、台所、バス、西洋式便所、浴室、ガレンジ付型庫の規模で、冷熱庫及び電燈の備付けを要求したい。なお理事長の宿舍については、型亦及としてふさわしい規模の家屋を提供されたい。

なお日本人職員が到着した時、前記宿舍又は家屋の提供が不可能な場合、その期間中ケニア側の負担において適当なホテルに宿泊出来るよう要求したい。

(2) 日本人に対する特種免除としては所得税はもとより日本人専用の食料品等については、最初の申告のみならず、爾後の輸入についても関税免除の措置を要求したい。

(3) 日本人の医療については、ケニア郡務中の診療所に関し、本人及び同伴家族に対し、医療設備の完備した総合病院による無料診療を要求したい。

(4) 日本のモンター用務による公的旅行についてはその必要な費用はケニア側の負担とし、又公用旅行は原則として航空機を利用することとし航空搭乗なき場合は他の適当な交通手段とすることを要求したい。

(5) モンターおよび宿舍間の交通については、Centre の内着なる業務の運営を図るため、

ケニア側において何んらかの措置が考慮されるか。

#### 4. 技術的事項

(1) 自動車整備工場において

Inspect equipment (Head right tester, Wheel alignment tester, Speedometer tester, Brake tester, Sideslip tester etc.) を置かなければならない制度があるか。又現在の整備工場ではどの程度整備しているか。

(2) Welding license の制度があるか。

(3) Transformer の一次側電圧は何 Volt か。

工業用 (動力) 電圧は何 Volt か。

照明用電圧は何 Volt か。

Cycle はいくらか。

Phase はいくらか。

(4) 建築工場の Sectional drawing of ground を提供されたい。

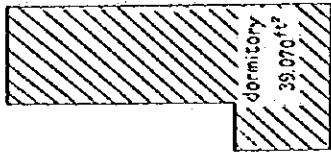
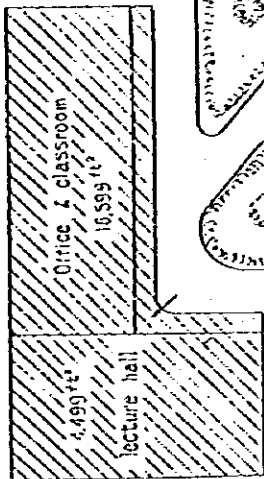
(5) 建築工場の配線図、給排水管図、ガス配管図の Blueprint を提供されたい。



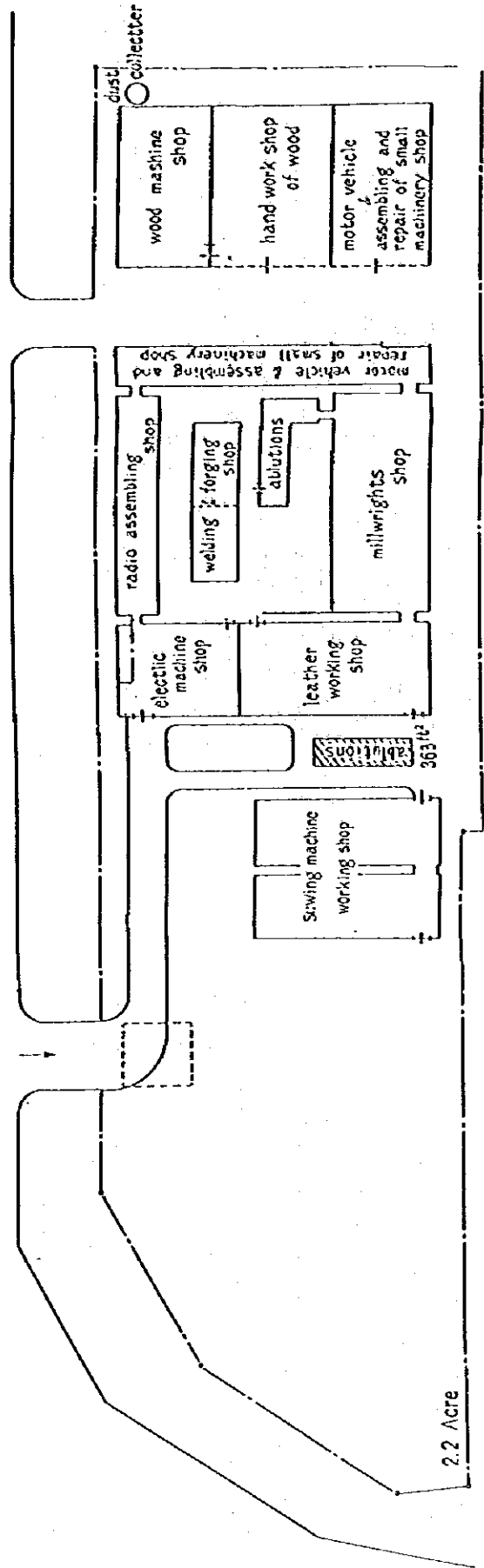
3.0 Acre



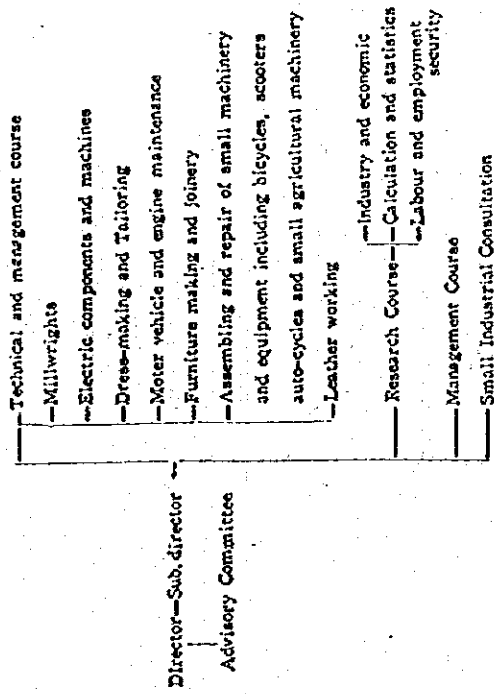
extension of a building



2.2 Acre



別紙資料2 Organization of the Centre (Draft)



別紙資料3 教習基準

(2) 縫製養成コース別級教科書改訂(木工)

1日~8時間 1週~40時間 1月~160時間  
 6月~960時間(うち120時間は入所、退所、リクリエーション等の予備)

訓練時間 合計 1,800時間  
 160時間

学 科

木工製品の種類と構造

工 作 法

造 装 法

材料の種類と性質、仕入れの方法

デザイン

利益の大要

見積り方と注文の取り方

原価計算と販売価格

実 技

1,640時間

ハンドツールの使い方と手入れの方法

機械の使い方と手入れの方法

けがきと材料の取り方

工 作 作 業

組立作業

はげ跡りと吹付け跡り、色の合わせ方

材料の種類と保存管理

製品の保存管理と荷造り運搬の方法

(2) 縫製養成コース別級教科書改訂(木工)

1日~8時間 1週~40時間 1カ月~160時間

6月~960時間(うち60時間は入所、退所、リクリエーション等の予備)

訓練時間 合計 900時間

770時間

学 科

縫製管理

縫製計画

利益管理

P・R

人間関係

財務管理

金 融

簿記会計計算

原価計算

原価賦均

販 売 管 理

販売計画、販売技術と販売促進

販 売 成 費

仕 入 代 金

在庫設計と採列

商 品 管 理

広 告

販売員教育

工場管理

工場設計

工場設備

工具管理

工 器 管 理

品 質 管 理  
 生 産 計 画  
 作 業 研 究  
 時 間 研 究  
 勞 務 管 理  
 雇 用  
 職 業 と 通 正  
 従 業 員 教 育  
 人 の 扱 い 方  
 出 産 の 教 え 方  
 改 善 の 仕 方  
 安 全 衛 生  
 福 利 厚 生

実 技

130時間

新しい機械と工具の使い方と手入れの方法

新しいデザインと塗装の方法

工作法についての進捗

## 別添2 提 案 事 項

### 1. センターの設置場所

センターの設置場所

Training centre については、その施設の良否は管理業務を行なうために必要なそれぞれの Room 及び別添業務を行なうために必要なそれぞれの職能における Classroom や Work shop 等の合理的な配置が考慮されなければならぬ。それは別添効果のうえから絶対に要請される本質である。従って本調査団としてもこの施設の計画については最も重要な事項として考えているところである。

そこで本調査団はケニア側政府より Centre として提案された Nakuru の東アフリカ農林工場を、さる8月15日に調査したところであるが、種々検討した結果、もし同工場の建物を Centre として利用するとすれば、現在の建物は Centre として必要な業務を行なうには利用度が低く、従って、この建物は各職能の Work shop として利用する以外に方法がない。

しかし、Work shop として利用するとしても現在のままでも利用することが困難であり、少なくとも別添に示すような改修を必要とし、その経費は約 6,246 が必要である。

なお、Office, Management course, Research Department 等の業務を遂行するためには、それぞれ必要な Room が要求されるが、これらのすべてを含む施設は所収に提案するはななく、従ってこの経費は約 34,100 (Dormitoryは含まない)が必要である。

更にまた、Centre における訓練生の訓練は園遊学料や取扱の訓練をもって足りるものではなく、その訓練時間の間の一定の体育時間を設けて、心身の健全化乃至健康増進を図ることが絶対に必要である。

そのために、Centre 外の Ground ではその用をなさないで、Ground は Centre 内又は公園距離内に設けなければならない。(この Ground の一部は本所の Test を行うに必要な土地を含む)

そこで建物に要する土地と Ground に要する土地とを考えると約 3 ヶーカーの土地が必要である。

以上の諸点を調査すれば Nakuru 工場を Centre として使用する場合余りにも高額の経費を伴うものと考える。それ故に本調査団としては出来る限り経費の削減を図る意味から他に適当な場所を希望し、Kabete Secondary Technical School を視察したところであるが、その後荒地について技術的、専門的立場から調査し、検討した結果、きわめて少額の経費をもつて Centre として利用できるとの結論に達したので別添資料を添附のうえ、この Kabete Secondary Technical School を Centre として了解されるよう提案する。

ナグルとカベチの比較

	ナグル	カベチ
① 敷地面積	2.2エーカー	2.2エーカー
② 土地の購入	3エーカー (埋め立てた土地)	Trade schoolの Ground を使用できる
③ 建物の建設費	₹ 6,304.5 (₹ 6,304,500)	₹ 800 (800,000)
④ 建物の改装後の 使用用途	60% Factory and Warehouse として できているものと なにより半を加えても 問題がある	100%
⑤ 建物の建設費	₹ 34,100 (₹ 34,100,000) (dormitoryは含まない)	0
⑥ 建物の周囲の使 用状況	全く利用価値はない	100%

改修増築に要する経費内訳

1. 改修工事	₹ 6,304.5 (₹ 6,304,500)
(1) 各実習室の中央及び両にある同位切りの除去	
① フジ木組立て実習室	₹ 50 (50,000) (300m <sup>2</sup> )
② 欅造、浴場実習室	₹ 7.5 (7,500) (15m <sup>2</sup> )
③ 小型機体の組立て実習室	₹ 35 (35,000) (70m <sup>2</sup> )
(2) 築工事	
① 電気器具実習室と皮革加工実習室の完全仕切り の取り付け	₹ 100 (100,000) (50m <sup>2</sup> )
② 木工実習室と組立実習室の完全仕切りの取り付 け	₹ 252 (252,000) (126m <sup>2</sup> )
(3) 築工事	
① 皮革加工実習室の内面改良及び窓付け	₹ 20 (20,000)
② 木工実習室と組立て実習室の屋根こかし 大窓付け	₹ 1,230 (1,230,000) (41m <sup>2</sup> )
③ 木工実習室の窓こかし窓付け	₹ 900 (900,000) (30m <sup>2</sup> )
(4) 入口付け工事	
① 小型機体組立て実習室の窓こかし, shutter door 付け	₹ 750 (750,000) (15m <sup>2</sup> )
② 木工実習室と小型機体組立て実習室の窓こかし shutter door 付け	₹ 2,100 (2,100,000) (30m <sup>2</sup> )
③ ミシン組立実習室入口の取り付け	₹ 10 (10,000)
④ 電気器具実習室入口の取り付け	₹ 20 (20,000)

① 皮革加工実習室入口の取り付け	₹ 20 (20,000)
② 電気加工実習室入口の取り付け	₹ 10 (10,000)
(5) その他の工事	
① 各実習室の細部修理、塗装、改修等	₹ 800 (800,000)
2. 新築工事	
(1) 型枠実習室、型枠実習室、事務室、控室、検査 室、材料倉庫、電線等々	₹ 34,100 (₹ 34,100,000)
(2) 駐車庫	₹ 27,500 (₹ 27,500,000)
(3) 手洗所	₹ 6,100 (₹ 6,100,000) (122坪)
	₹ 500 (₹ 500,000) (10坪)

2 センターの体制 (20)

課長	副課長	職員数	研修期間	日本研修員	ケニア研修員
校長	副校長	10	1年	1	1
事務長	事務副長	10	1年	1	1
主任	副主任	10	1年	1	1
主任	副主任	10	1年	1	1
主任	副主任	10	1年	2	1
主任	副主任	10	1年	1	1
主任	副主任	40	6カ月	1	1
主任	副主任	—	—	—	—
主任	副主任	—	—	2	—

(必要に応じて日本研修員が引き受ける)

3 技術および経営研修コース例 (マシン製造部門)

1. 学科	180時間
(1) 機械の歴史	20 /
(2) 加工材料	20 /
(3) 機械工学	10 /
(4) 電機	20 /
(5) 見積りと生産研究	20 /
(6) 品質と販売価格	20 /
(7) 製造方法	30 /
2. 実技	1,620 /
(1) 機械の操作と保守	40 /
(2) 採寸	20 /
(3) 切断	500 /
(4) 仮組立	30 /
(5) 補正	50 /
(6) 組立	960 /
(7) 製品検査	20 /
合計	—
1日当り研修時間	8 /
1週	40 /
1カ月	160 /
1年	1,800 /

(2) 研修内容の分析

研修内容	講師	時間
(1) 専門知識	技術指導員	4時間

- (2) 経営方法.....2 /
  - (3) 労務管理.....2 /
  - (4) 計算.....2 /
  - (5) 実技.....30 /
- 1週当り研修時間合計.....40 /

(3) 時間表

時間	1	2	3	4	5	6	7	8
10:00-11:00								
11:00-12:00								
12:00-1:00								
1:00-2:00								
2:00-3:00								
3:00-4:00								
4:00-5:00								
週月	理論的研修	技術訓練						
火	/	/	/	/	/	/	/	/
水	/	/	/	/	/	/	/	/
木	会計計算							
金	労務管理							

4 経営訓練コース例（マシン組立50門）

(1) カリキュラムの概要

1. 科目	770時間	130時間
(1) 原数英学	50 /	10 /
(2) 原数匠	20 /	150 /
(3) 一般経営管理	70 /	50 /
(4) 経営計画 (10時間)		8 /
(5) 経営計画 (10 /)		40 /
(6) P.R.		160 /
(7) 人事管理 (20 /)		900 /
(8) 財務管理 (30 /)		
(9) 財 務 (30 /)		
(10) 原数組立 計算 (30 /)		
(11) 原数計算 (20 /)		
(12) 利 益 (20 /)		
(13) 販売管理 (10 /)		
(14) 販売計画 (20 /)		
(15) 販売技術と販売促進 (40 /)		
(16) 仕入 欠 (50 /)		
(17) 在庫計画と在庫管理 (60 /)		
(18) 品質管理 (20 /)		
(19) 品質責任 (20 /)		
(20) 販売員教育 (30 /)		
(21) 工場管理 (10時間)		
(22) 計画設計 (20 /)		
(23) 設備計画 (20 /)		
(24) 工具管理 (25 /)		
(25) 工場計画 (25 /)		
(26) 設備管理 (20 /)		
(27) 生産計画 (10 /)		
(28) 動作研究 (10 /)		
(29) 時間研究 (10 /)		
(30) 労務管理 (10 /)		
(31) 雇 用 (10 /)		
(32) 遊学訓練 (10 /)		
(33) 企業内訓練 (20 /)		
(34) 人の使い方 (20 /)		
(35) 仕事の教え方 (30 /)		
(36) 改善の仕方 (15 /)		
(37) 安全衛生 (10 /)		
(38) 福利厚生 (10 /)		

2. 実務訓練
- (1) 最新の機械と工場の使いかたおよび保守
  - (2) 最新技術習得訓練
  - (3) 新しい遊学技術
    - 訓練時間/日
    - 訓練時間/週
    - 訓練時間/月
    - 計

(2) 訓練内容の分析

訓練内容	教 師	時間
(1) 一般経営管理 (経営コース)	A ( )	8
(2) 財務管理 ( )	B ( )	8
(3) 販売管理 ( )	C ( )	16
(4) 工場管理 ( )	D ( )	16
(5) 労務管理	理事長	4
(6) 専門知識	技術指導員	4
(7) 再訓練及び再教育		10
1週当たり訓練時間合計		68

(3) 時 間

時 間	10:00-10:50	11:00-11:50	12:00-12:50	13:00-13:50	14:00-14:50	15:00-15:50	16:00-16:50
月	1	2	3	4	5	6	7
火	1	2	3	4	5	6	7
水	1	2	3	4	5	6	7
木	1	2	3	4	5	6	7
金	1	2	3	4	5	6	7
全	1	2	3	4	5	6	7

- (注)
1. この訓練計画は最初の4週間で実施されるものとする。
  2. その後の訓練生は3つのクラスに分けられ、円形訓練形式によるセミナー方式が加えられる。(教育時間は1教時につき24時間)
  3. 訓練の最後の2週間は、工場訓練又は作業訓練が実施されるものとする。(可能なかぎり)
  4. 訓練終了後訓練生自身の工場において実際の研究が実施されるものとする。
- (4) 経営技術の習得目標

別添3 経営訓練コース, Production Unit, Pilot Plant

1. 経営訓練コース  
 われわれはセンターに設置する訓練コースの二つのコースをおくことに最終的な合意に達した。①技術及び経営訓練コースと②経営訓練コースの二つのコースをおくことに最終的な合意に達した。  
 商工省合議室における1963年8月30日の合議でわれわれの合意によつて提出した改革案には、事實上、経営コースに経営に関する訓練のみを目的とし、技術に関する訓練を含まないものとして12~13週間の訓練期間とするのが明示された。12~13週間という計画が技術訓練に両立するすべてのコースより進捗して一年間の技術および経営に関するコースの課程を基礎としていくことが調査団によつて提出され、了解に達した。又かかる12~13週間という短い期間には、ケース例における正当な基本的観点からセンターにとつて有効的であると考えられる。われわれはこのケース例の観点を理解する。

しかしながら本調査団はこの問題に関する程度的重要性を抜き添え、しかも将来、訓練をさせるためすべての関係者にその見解を明確にさせることを要望するものである。

(1) 一年間の技術および経営に関する訓練コース  
 実験問題として、調査団は一年間と指定した期間が将来小規模工業の経営者として、研修生に対してたとえ効果的且つ十分な訓練を与えたとしても短かすぎると考へる。調査団は少しでも可能ならより長い訓練期間をもちたいと願っている。

しかしながら、商工省次官Maddison氏は1963年8月14日の会議にて、より短い期間で小規模工業の経営者を教育せんがため技術および経営に関する訓練を共に兼ねたコースを待ちまうるかどらうかという質問を出した。

Maddison氏の提案に従つてわが方の計画と調整する意思をもって、調査団は提案として基礎的経営訓練コースと技術訓練コースとを併設することに同意した。(調査の内容は、初級を目的に予定され、三カ月以内に遂行されるものとする。)

調査団は、一年間のこのコースが研修生に対して小規模工業の経営者にするための教育課程を与えることができるかどうかを知りたいことを望むものである。  
 従つて、この一年間コースのもとで訓練されたこの小規模工業経営者は、このコースの最終目的である経営者の実務を遂行するに十分な訓練をうけないであらう。将来、有能且つよりよい経営者を作りあげられるため、経営コースには更に6カ月の追加訓練をうけないであらう。この目的の時間には技術的訓練およびその他の他の点に加えて、工場の実質強化にとりも無い経営者余分の時間には技術的訓練および高度なそして広い知識を習得させることが可能となる。

(注) 例えばこの6カ月の追加訓練期間は、セミナーの方法によつて与えられる。従前は一年に一回位を又他の時間には他のものごとにより6カ月の半年程度を完成できる。

(2) 経営に関するコース (6カ月)

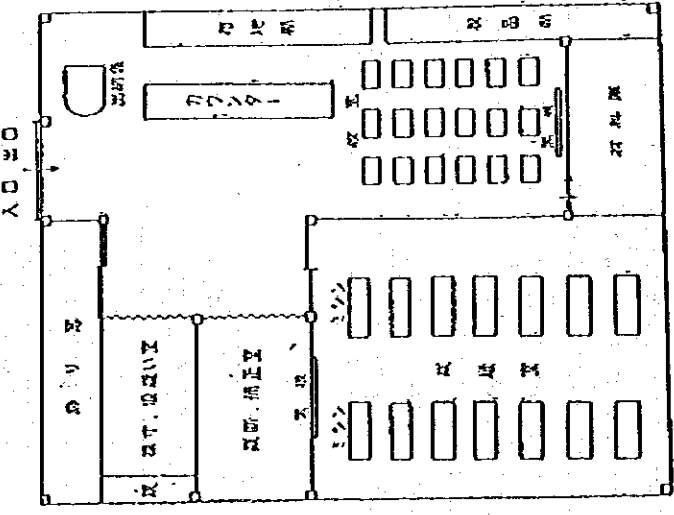
1. 入所申込(通符)

- (1) 入学(代表)申込、願書、提出シグラフ
  - (2) 即決在別図
  - (3) 技能申込
  - (4) 進修申込
- |               |      |
|---------------|------|
| 1 選別          | 1 週  |
| 2 入所          | 2 日  |
| 3 経営管理要項      | 6 日  |
| 4 経営申込        | 9 日  |
| 5 各部門経営特別訓練   | 1 日  |
| 6 工場内訓練       | 2 日  |
| 7 実施計画についての討議 | 1 日  |
| 8 休業          | 2 日  |
| (1) 現場実習計画    | 24 日 |
| (2) 休業        | 計    |

9. 定時刻  
 将来小規模工業経営者は地方政府の従業員によるもの実施訓練を短期間で実施する。

10. 企業保証  
 小規模工業の奨励と助費(企業内幹部研修者の再教育を含む)

5 Pilot plant (ミレン製鉄部門の model shop)



この運営コースに学ぶ研修生はすでに小規模工場の運営者として技術および経営問題に関する知識と経験を有した人。又は運営経験者、又はこれらと同等の知識をもちた人とする。(技術および経営訓練コースを十分に完了したものを含む)

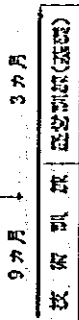
このコースは研修生に対して彼等が工業組織の本質向上と複雑化と同時に技術の向上にも首尾よく通知させることのできる十分な知識を授けさせるものである。

従ってそのことは彼等の運営能力とともによりよき運営者を作るために、彼等の知識と技術の水準を高めるためのものである。(別紙に示されているこの課程は技術および経営に関するコースで授けたものよりも深い)

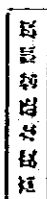
(注) このコースの訓練期間が短かくても長くてもそれは運営上の観点よりすべての関連した問題に対し適切な考慮をした上で決定されねばならない。

一年コース

(1) (技術および経営訓練)



6ヶ月コース



(2) (経営訓練コース)

## 2. Production Unit

センター運営のために、必要な予算措置は、当然センターが小規模工場運営者を変成する場所であるという基本的な原則に従ってとられるものである。

過去における長い経験からわれわれはかかるセンターの実際の運営に多くの目に見えない費用が生じ、又時には最初から考えられたような容易な運営ができていないことを教えられている。それゆえに、予算しなかった費用を処理するためにセンターでの予算を補足する方法および手段を考慮せねばならない。

もし必要な予算措置がただちに与えられるならば、勿論問題はない。しかしそのような予算措置がなされた臨時の費用がその会計年度の中間で発生するならば非常に困難な問題に陥るであろう。

かかる不利の事態に対処する一つの方法は、最も可能な合理的の方法によって訓練期間中にセンターで製造された生産物を販売することである。而してかかる手段によって得られた資金は、センター運営の資金の一部として充当することが望ましいことである。

センターの目的は小規模工場運営者を訓練することであり、又いつれの各年度でも効果的に

訓練することであり、このためにわれわれは割り当てられた予算より以上の費用を必要とするだろう。われわれは又、小規模工場援助のため技術的相談にも資金を必要とし、更に又、特別のセミナー等開催のためにも費用を必要とするかも知れない。

これらの懸念とその他多くの目に見えない雑費はわれわれに押戻しなればならない。

従って、われわれはかかる諸懸念に遭遇するたびにその方法手段を考えねばならない。われわれはここに通常の予算資金に加えて、Production Unit (センター内で運営する)を提案する。

### 3. Pilot Plant

ある年度の研修生の訓練のためセンター内で研修生にPilot Plantを利用させることは効果的であり、勿論それは可能である。

センターでのこの種のPilot Plantをつくることは必要であるが、しかし、既存の建物にかかるPlantをつくることは技術的に困難であり、経済的損失をも伴うので、新しい建物を作ることも望ましい。

またセンター内にPilot Plantが設置される場合、それがセンターを卒業した研修生によって設立されるいづれの新しい工場にもかならず設立つとに限定しない。

これらの新しい工場は個々の場合によつて物理的その他の点で環境、条件、に差があり正部な一定の形式を期待することができないからである。

従って、かかる設置に可能な範囲に限ってセンターにPilot Plantを設けることが実明な政策であると思われる。そして卒業生が実際に自分の工場を設立する時には、技術相談員がその条件とが立地環境を調査し、必要な助言、指導を与えることとなろう。



# 設置構想

## 1. 概要

ケニアにおける小規模工業技術訓練センター設置問題の大要その他訓練施設に関する諸事項についての調査団の見解は、本報告書の冒頭に掲載された附録第2章のとおりであるが、ケニア政府は独立を前にして、アフリカ住民に生業をさせて安定させること、特にアフリカ人の産業を奨励するべく、アフリカ人の住居として建設することを当面の重点施策として、センターの設置を重視するとともにこのセンターを College に相当する極めて高い水準の訓練施設とする意向を明らかにしている。

かかることから、ケニア政府は当初より予備調査団に対し小規模工業育成のためのリサーチをセンターの基礎としてとりあげたことを重視し、要すればセンターにリサーチの部門と訓練部門とともに設けることを提案してきた。而して訓練部門においては Trade School 以上の学校卒業後5年以上の実務経験を有するもの、その他、既に現在小規模工業を営んでいるものを対象として Management を主とする訓練を行なうべきとの要請がなされたのである。

これらの事に対して予備調査団としては、実施した調査結果から総合的に判断した場合、リサーチの問題については、ケニアの現在及び将来を見とおして如何なる小規模工業を研究し、これを育成発展せしめようかという本格的な調査リサーチはケニア政府の政策取組の一環としてすすめられるべきものであり、かかるリサーチを本センターの機能としてとりあげることが、必ずしも急務でないと考え、本センターにおいては如何なる Industry に如何なる訓練を実施し、アフリカ人に適する小規模工業を自営せしめるかという訓練に直接関連したリサーチを行なうことが最も適当であることを再提申し入れ、ケニア政府側もこれに同意したのである。

訓練については調査団の見解のとおり、Trade School 卒業後、数年間の実務経験を有するその他の小規模工業経営者を対象として Management に関する知識を授けるほか、現在の小規模工業における技能水準は未だ低位にあり、これがアフリカ人小規模工業の伸びない原因の一つになつていっていることにかんがみ、これを補うための技能向上訓練を施す必要を養成コースを設けることが適当であると考えられた。しかしながら小規模工業の育成発展のためには単に経営者に対する訓練のみでは十分でなく、これらの経営者の下で働く中堅技能者を確保することもまた必要不可欠なことから考えられた。

本調査団が提議したところでも小規模工業に必要な技能労働者の不足は著しく Trade School 等の学校を了した場合には、その殆んどが大企業ないしはインド人の経営にかかると考

えられている実情である。これは数多の他の雇用条件にもよるが Trade School 等の学校を了した者が極めて少ないことがその原因の一つであり、従ってセンターでは Intermediate School 卒業以上の実力を有する者を対象とした技能者養成コースを別個に設け、これらの技能労働者を小規模工業に供給することが必要であると考えられる。

なお、またこれらの労働者は小規模工業において実務経験を積んだ後、再びセンターの経営者養成コースに入塾して経営者として自立し得るような途を閉じてやることが望ましいので、卒業者を対象とした無技能者を訓練する技能者養成コースを併置する構想があつたが、ケニアの最近における労働法の改正に伴い、労働者の者は就業禁止となつたため経営者の下で働く中堅技能工は Trade School、Technical High School 等で短期養成を行なうこととし、本センターではアフリカ人経営者の早期養成という観点から、訓練終了後直ちに開始できることを前提として、入所資格を Trade School 以上の学校卒業後数年以上の実務経験を有する25才以上の者を訓練する Technical and Management Course と、すでに小規模工業の経営者で、より高度の経営知識を希望するものに経営訓練を行なう Management Course (6ヶ月)との二つのコースを設けることとなった。

## 2. 設置場所

設置場所についてはすでに本調査団がケニアに到着する以前に、ケニア政府において買アフリカ産業会社ナクル工業団地に設置することに閣議決定を見ていたようであったが、調査団が来ア工業団地の建物と訓練施設に充てることは、予備調査団が指摘しているとおり土地の狭さ、建物の給排水及び配管等において適当でないと考えられたので、日本側が当初より希望していた行政府の府であるナイロビまたは、その近郊に設置するようケニア側の専断を強く要望したのである。しかしながらケニア側は政治的に中央集権的なこれまでのやり方を避けようがために、これらの建設の地方分散を考えており、また財政的に困難な状況からあくまでナクルを主張し、最終的には、すでに閣議決定を見えており、急ぎ変更はなし強い旨申し入れがあり、所定新設建物は全く強み得ない実情であった。もとよりナクル市は、ナイロビの北西約 150km にある人口約5万の都市でリアンベ州の首都であり、気候、生産環境、交通の便等も極めてよく、また同市は工業としてみるべきものに余りないが炭酸の中心地として、ケニア農業協会の組合本部もあり、政治的にもケニアの二大政党たる Kanu と Kacu の接点地点となつており、いろいろな種族が集まっているところである。特に地理的にナクル市がケニア国のみならず将来自営を予想されるウガンダ及びタンガニカへの交通の要衝に当っており、しかも買アフリカの利益の中心に位置し、ケニアの産業はここを中心に発展することは間違いないと見られることから、今後の買アフリカの発展の中心的役割を担うことにならうと考えられるのである。また現実にはナクル市におけるセンターの存在価値は極めて大きく評価されることであるが、全市を挙げてこれを歓迎しているのも、日本側派遣委員にとっても地帯の問題等あらゆる

面において有利なものとならう。このような点を調査し、結局ケニア政府の要請を入れ、アフリカ煙草会社のナクル工場跡を使用することに同意せざるを得ない。しかしながら煙草工場の建物をそのまま訓練センターとして当てることは到底不可能なことである。そのため、本調査団は十分な調査検討を承ね、ケニア政府建設当局と改修部分について具体的に協議の結果、ケニア政府が当初800の改修費を計上していたものを2,000に増額せしめ、訓練に支障を来さざるようできる限りの改修をなさしめることとなったが、要するにナクルはセンター設置場所としてはナイロビに次ぐ適地と考えられる。

### 3. 敷地及び建物

東アフリカ煙草会社ナクル工場はナクル市街の中心より西端にあり、約9,000平方メートル（約2.2エーカー）の敷地に、1,700平方メートルの本館（ジュラルミン製、一部コンクリート製、スレート葺）を中心に、右側に452平方メートルの別館作業場（ジュラルミン製、スレート葺）、左側に856平方メートルの別館倉庫（石葺み、スレート葺）を配したものである。本館に含まれる管理棟（元煙草工場事務所）はセンターの管理部門として予定している所長室、事務室等を使用するには狭隘であるため、格納員室にはこの本館の中にある作業場の一部を当て、教室には別館作業場の一部を当てることとする。

また、この本館作業場には電取入れロの両側から電気機器部門と小型機械の修理組立部門の四部門をおくこととする。取らない改修加工部門をはさんで、金属加工部門と小型機械の修理組立部門の四部門をおくこととする。

別館作業場は3教室とセパレートした風呂をミシン縫製部門に当てることとし、特にこの部門には Pilot Plant を設けることとする。

別館倉庫については、騒音じんあい等を考慮して木工部門を当てるが、その残余は当分の間は倉庫として使用し、将来においては教室とする。

要するにこれらの建物はセンターとは全く異なった目的のために作られたものであるため、建物そのものは勿論、周囲の環境条件においても少なからず問題がある。しかしながら全面的な改修は財政的に当分望めない現状にあるので差し当り各棟とも天窓付け、入口の増設その他各実務場について必要最小限の工事を行わしむることとする。

なお、建物別使用区分計画は次のとおりである。

本館（主建物）	1,700平方メートル
理事長室	12平方メートル
副理事長室	12平方メートル
格納員室	38.5平方メートル
事務室	12平方メートル
会計室	12平方メートル

電線交換室	4平方メートル
受付	4平方メートル
中小企業相談室	12平方メートル
小会議室	12平方メートル
食堂（喫茶室と休憩室を兼ねる）	90平方メートル
シャワー室	10平方メートル
洗面所	50平方メートル
ボイラー室	25平方メートル
金属加工部門実習場（準備室、工具室、搬送物を含む）	573平方メートル
小型機械部門実習場（準備室、工具室を含む）	403平方メートル
電気機器部門実習場（準備室、工具室を含む）	297平方メートル
皮革加工部門実習場（準備室、工具室を含む）	133.5平方メートル
廊下その他	452平方メートル
別館（作業場）	167平方メートル
教室	856平方メートル
ミシン縫製部門実習場（製図室、パイロット・プラントを含む）	285平方メートル
別館（倉庫）	394平方メートル
木工部門実習場（格納室、格納室を含む）	462平方メートル
倉庫（将来拡張計画）	

なお、センターの Block plan 及び Lay out plan は別添図面のとおりである。

### 4. 訓練設備

訓練設備の選定については予備調査団の報告にもあるとおり ①原材料及び機械はケニアより生産されるか、または極めて容易に入手できるものであること ②製品はアフリカ人の必要品であり、かつ生産過剰にならないものであること ③は技術的容易に技能の習得ができる程度であること ④生産コストが生産規模の大小によって左右されること ⑤企業設備が比較的小資本で成立させることができるものであること等を基本的な考えとして日本側より予定設備を提案したのであるが、ケニア側においてはアフリカ人による経営者の育成が短期間で実現することを望んでおり、しかもこれら開業を希望している訓練生に対して I・D・C の資金を貸出して訓練期間中の生活の保障と開業の際における始投資金とすることを前提としていることから、貸出し金の回収が5〜7年という短期回収の可能性小規模工務として成り立つこととおおむね訓練効果等を考慮して設備を選ぶことが条件の一つとして追加され、相互に再検討した結果次の6設備が適当であるとの結論に至った。

1. 金属加工（板金、溶接、鍛造）

家庭用金属製品、産業用金属製品、産業用金属製品、手工工具等の製作修理の技術技能と経営

2. 電気機器

ラジオ、テレビその他の家庭電気機器及び電動機の修理、国内外の電線等の技術技能と経営法

3. ミシン縫製

男子服及び婦人子供服の製図、裁断及び縫製の技術技能と経営法

4. 木工

家具、道具等の製作修理の技術技能と経営法

5. 小型機械の組立て及び修理（自動車、スターター、オートバイ、クワッチャー、モーター、ポンプ等）

自動車、オートバイ、自動車、産業用機械等の組立て修理の技術技能と経営法

6. 皮革加工

紳士用及び婦人子供用皮靴、皮袋物等の製造修理の技術技能と経営法

5. 訓練コース

1. 技術及び経営訓練コース

(1) 訓練期間 1年

(2) 訓練時間 1,800時間

(1日8時間、1週5日、年45週)

(3) 訓練定員 60名(各取組約10名)

予算の都合上初年度は60名としたが、次年度よりは100名程度に増加逐年増加の予定

(4) 訓練生の入所資格

① ケニア政府及びI.D.C.が産業経済の現状と将来の発展性を考慮して策定する「指定地域地区」の居住者であること

② Trade School 以上の学校を卒業したものと及びこれと同等以上の実力を有すると認められるもの

③ 上記①項の資格のあるもので2年以上の実務経験者

④ 25才以上のもの

⑤ 訓練終了後直ちに所業する意思のあるもの

2. 経営訓練コース

(1) 訓練期間 6カ月

(2) 訓練時間 900時間

(1日8時間、1週5日、22.5週)

(3) 訓練定員 40名

(4) 訓練生の入所資格

① ケニア政府及びI.D.C.が産業経済の現状と将来の発展性を考慮して策定する「指定地域地区」の居住者であること。

② Technical and Management Course 修了者及び現に小規模工業を経営しているものでさらに高度の経営訓練を希望するもの。

6. 訓練内容と訓練方法

メンターにおける訓練の對象となる者はすでに数年以上の実務経験者であるから、その経験

の内容によって個人差ははなはだしいと見なければならぬ。従って訓練に先立って各人の特

つ知識、技能をいち早く把握するとともに各人の自覚している事業に必要な知識、技能の完全

獲得を目標とした教科の編成がなされなければならないが、事前にこれの科目まで編成するこ

とにきわめて困難と考えられる。したがって差し当りは一斉の基礎科目により作成する課

外的な教科をもってのぞみ初年度の基礎訓練の積み上げによって科目を決定するものとする。

このように事情から訓練方法としては理論的な面については別としても、実務については個別

的指導に慣れることはやむを得ないものと考えられるので、これによる指導員の不足は訓練生

同士の間で作業及び共同作業により相互に啓蒙する方法は現職訓練ができるだけ盛んに使

用せしめ自己研究が可能な環境条件を作る等経営の訓練技術によりこれを補うこととする。

(4) 専門的教科の基礎科目

技術及び経営訓練コース

(a) 専門知識

① 原材料及び燃料に関する知識の習得と最近の傾向に関する追加訓練

② プライムの原理的知識と最近の傾向

③ 最新機械及び工具の知識

④ 計測器具の一般的知識と使用方法

(b) 基本訓練

① 機械の管理と修理

② 工具管理

③ 機械の基本的操作法

④ 工具使用の標準動作

⑤ その他訓練生が入所前に習得している基本的な技能を再訓練し、更に必要に応じて追加訓練を施す。

(c) 応用訓練

① 各訓練生の訓練目標に応じた課題を与え、その生産計画を作成させるとともに実務製作させる。

- ③ 原材料及び器材の購入方法を指導する。
- ④ 生産品の評価方法を指導する。
- ⑤ 販売価格の決定法を指導する。

⑥ 経営コース

(a) 専門知識

- ① 経営管理
  - a 利 潤
  - b 広告技術
  - c 店 舗
- ② 作業管理
  - a 機械及び工具の管理
  - b 工程管理
  - c 品質管理
  - d 標準作業と標準作業時間
- ③ 財務管理
  - a 登 記
  - b 配賦方法と計算
  - c 原価総額と原価計算
- ④ 販売管理
  - a 販売計画と販売促進
  - b 販売技術
  - c 販売価格
- ⑤ 労務管理
  - a 従業員の雇用
  - b 職務適性
  - c 従業員訓練
  - d 賞 金
  - e 安全衛生
  - f 従業員の福祉

(b) 技能訓練

- ① 基本的な技能の再訓練及び追加訓練。
- ② 各訓練生の訓練科目に応じた課題を与え、その生産計画を作成させるとともに実際製作させる。

② Production unit 方式の展開

本 業 務 の 再 組 織 は 全 員 既 習 と な る も の で あり、生 産 を 監 督 管 理 す る 立 場 に あ る の で、再 組 織 の 途 上 に お い て も 常 に そ れ が 進 捗 さ れ て い け ば な ら ば な ら ない。従 っ て、こ の Production unit の 中 に あ っ て 配 属 さ れ る こ と は 既 習 に お け る 実 際 の 場 合 と 同 様 の 感 受 を す る こ と も な る の で き わ め て 効 果 的 で あ る。

ま た、訓 練 途 上 に お い て 生 産 さ れ る 生 産 品 の 売 上 げ 取 入 は ケ ー シ オ の 財 政 審 査 部 か ら 見 て セ ン タ ー の 運 営 費 の 一 部 に 充 当 す る も の と す る。さ ら に 延 長 訓 練 力 強 化 学 習 の 再 訓 練 を 必 要 と す る ケ ー ス も 考 え ら れ る の で、こ の 場 合 は I. D. C. に か っ か っ て 訓 練 生 の 生 活 保 障 そ の 他 運 営 費 の 一 部 に 充 当 す る こ と と す る。

(3) 教科書及び教材

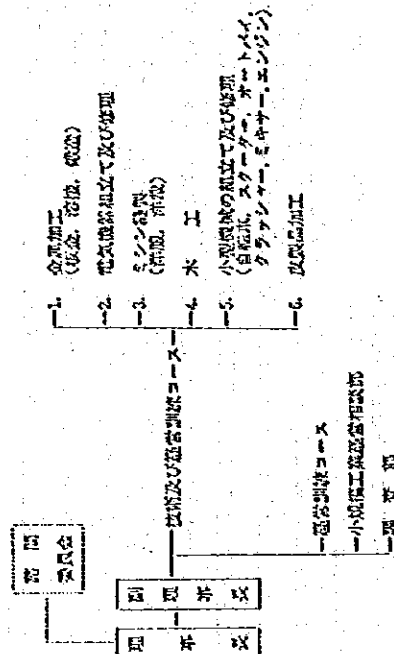
本 セ ン タ ー に お い て は 主 と し て 学 科 は 教 科 書 に よ り、実 務 は 指 導 書、作 業 分 解 シ ー ト に よ っ て 訓 練 す る こ と と す る こ と が 選 ば し が 前 記 の と お り 教 科 書 の 決 定 と の 開 連 か ら 初 年 度 に お い て は 教 科 書、指 導 書、作 業 分 解 シ ー ト を 採 用 し、必 要 に 応 じ て そ れ ぞ れ の シ ー ト に つ い て 訓 練 す る こ と と す る。

而 し て 次 年 度 か ら は こ れ ら の シ ー ト を 再 検 討 の う え 編 集 し、完 成 し た も の を 使 用 す る。そ の 他 チ ャ ー ト・ス ラ イ ド、フ ァ イ ル ム 等 に つ い て は 標 準 作 業 に つ い て こ れ を 作 成 す る こ と と す る。

7. 組織と機能

本 セ ン タ ー の 組 織 及 び 機 能 は 次 の と お り と す る。

(組織図)



理事長 (Principal)

本 セ ン タ ー の 最 高 責 任 者 と し て 所 務 を 統 括 し め る た め 日 本 制 の 型 序 号 を 賦 与 し た も の と す る。

副理事長 (Assistant principal)

理事長を補佐するためケニア側の副理事長を置くものとする。

技術及び経営訓練コース

訓練終了後直ちに小規模企業の経営者となり得るよう技術及び技能の追加訓練と再訓練とを行なうとともに経営生産、政府、販売、労働者についてそれぞれの管理知識を授けるためこのコースを設けるものとする。

経営コース

主として経営管理、生産管理、財務管理、販売管理、労働管理等について知識を授けるとともに新しい技術、技能の追加訓練を行なうためこのコースを設けるものとする。

小規模工業経営相談部

訓練終了者に対する小規模企業の設立に関する相談及び設立後の経営相談、追加指導等を行なう必要がある。また一校の小規模工業の経営相談に充じ、又は既設に充じて現地における実地指導をも行なうため、この相談部門を設けるものとする。

西 英 郡

現在モンゴウにおいて実施している訓練に関することのみならず、ケニア政府の指定地区内の産業、小規模企業設立に必要な事項、さらに今後の Centre における訓練コース、訓練施設等に関する事について調査を実施するほか、I. D. C. の調査部と相互に協力し、Centre と I. D. C. との協力乃至連携調整に当るため、この調査部門を設けるものとする。

専門委員会

センターの運営について理事長の顧問にこたえ、助言報告するため諮問委員会を置くものとする。この諮問機関は植工が助次官、Nakuru 市長、同市職会議長、商工会議所会長、I. D. C. 理事長等及び日本側からは在ナイロビ日本総領事をもって構成するものとする。

8. 要員の構成

日本側及びケニア側の要員の提供は少くとも次の人員を確保すべきである。

- (A) 日本側要員
  - 理 事 長 1 名
  - 金庫加工部門指導員 2 名
  - 電気燃料立及及び修理部門指導員 1 名
  - マシン製造部門指導員 1 名
  - 木工部門指導員 1 名
  - 小規模立及及び修理部門指導員 2 名
  - 皮革加工部門指導員 1 名
  - 小規模工業経営相談部指導員 2 名

調査部担当員	1 名
副 理 長	1 名
計	13 名
(2) ケニア側要員	1 名
副 理 長	2 名
金庫加工部門指導員	1 名
電気燃料立及及び修理部門指導員	1 名
マシン製造部門指導員	1 名
木工部門指導員	1 名
小規模立及及び修理部門指導員	2 名
皮革加工部門指導員	1 名
経営訓練コース指導員	3 名
事務職員その他	24 名
計	36 名
合 計	49 名

9. その他の事項

1. 日本側指導員の研修

(1) 本センターにおける訓練は指導員が直ちに経営者になることを目標としているので指導員の指導能力は当然高次のものを要求されるので、その人選に当っては慎重を期さねばならないが、特に訓練効果を高めるため相当期間の研修研修を行なうほかケニアの政治、経済、産業、労働、教育、地理等についての予備知識を授けることとする。また訓練生はそれぞれ技能目標において相当な個人差が考えられるので、指導員の指導内容とその技術もきわめて広範囲なものを要求されることにならう。従ってそれぞれの指導員の持つ能力に応じて追加訓練的研修を行なう。

(2) 指導員は単に技術、技能のみならず経営についての指導能力をも必要とする。そのため小規模工業 (従業員10~20人程度) の経営面の研修を行なう。

(3) 日本側より供与する施設設備の補修技術については各メーカーにおいて研修するものとする。

(4) ケニア側より派遣される補助指導員との意思疎通の機会を与える。

2. ケニア側補助指導員の研修

ケニア側補助指導員は副理事長1名及び補助指導員8名 (金庫加工2名、小規模立及及び修理2名、他の4職種に各1名とする) であるが、これらのものは日本の協力期間終了後センターの理事長または指導員となる者であり、また協力期間中においても訓練効果を左右するKey

Pointともなる者であるので日本に招致してきてできるだけ長期間に亘る適切な訓練を実施しなければならぬ。ただし訓練事業については日本における技術訓練及び職業経済の現状その他センターの運営管理等の事項について研究を行うことが望ましい。この研究内容は次のとおりである。

- (1) 研修期間 8カ月
- (2) 研修生には技術研修に先だて3〜4カ月間日本語の研修を実施し、技術研修を容易ならしむるものとする。
- (3) 研修生には中央職業訓練所において各人の持つ能力限度を測定把握して、訓練の必要度を決定する。
- (4) 研修生には必要に応じて技術の再訓練及び追加訓練を行なう。
- (5) 研修生には必要に応じて広型技術及び産業技術の研修を行なう。
- (6) 小規模工業（従業員10〜20人程度）を見学せしめ、でき得るならばこれらの工場に委託して必要な訓練を実施する。

### 3. 経費負担

日本側及びケニア側の負担すべき経費の区分は次のとおりである。

- (1) 日本側負担
  - ① 日本側委員の給与及び外国出張旅費
  - ② 訓練用機械器具及び初年度1年分の機械部品
  - ③ ケニア側補助員9人の受入れ訓練に要する経費
- (2) ケニア側負担
  - ① 訓練センター地建物及び付帯設備に要する経費
  - ② 訓練生の寄宿舎に要する経費
  - ③ 日本側委員（13名）の生活に要する経費
  - ④ 日本側委員の公勤出張に要する経費
  - ⑤ ケニア側委員（36名）の給与その他の経費
  - ⑥ その他、Centre運営に要する経費

### (3) I. D. C. 負担

- ① 訓練生の訓練期間中における生活費の負担
- ② 訓練生に対する研修資金の貸付

### 4. センターにおける、訓練の終了及び終了後の措置

- (1) 訓練の終了時においては訓練期間中の成績及び終了時試験の結果を総合的に判断して終了せしめるか否かを決定するものとする。
- (2) 終了時には理髪及び高工が前次官の委任した終了証書を授与するものとする。

(3) 能力の不足により終了せしめることが不適当と思われるものに対しては一定期間留置せしめ補習を行なうか、或は小規模工業経営者の補助として就職せしめることとする。

(4) 終了生の職業に当っては職業相談がその相称に際し適切な指導援助を行なうとともに、すでに就業したものについても経過する企業現況に赴いて、職業更新及び進修指導を実施し、技術、技能の進修指導を必要とする場合にはセンターにおいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 終了生を定期的に Centre に招集して、新しい知識及び技術、技能の研究会等を開催するものとする。

### 5. 協力機関

原則として Centre 開設後3年間をもってケニア政府に引き継がれることとなるが、しかしケニア側の要員があるいは海外技術協力の観点からして延長することが望ましい。また、要員の派遣期間にそれぞれの事情によって短縮または延長することが望ましい。

### 6. センター開所時期

ケニア政府は六月頃の開所を希望していることを申し出たが、日本側としては機材の調達及びその輸送期間等を勘案して八月頃の開所が適当と考え、この予定によって補助員等委員の派遣、センター設備の受入れ準備を進めるよう申し入れ、ケニア側はこれを受け入れた。なお日本側委員の派遣はセンター開所の準備業務を進めておく必要と逐くも開所の3ヶ月前に先発隊3名派遣を決定することが望ましい。

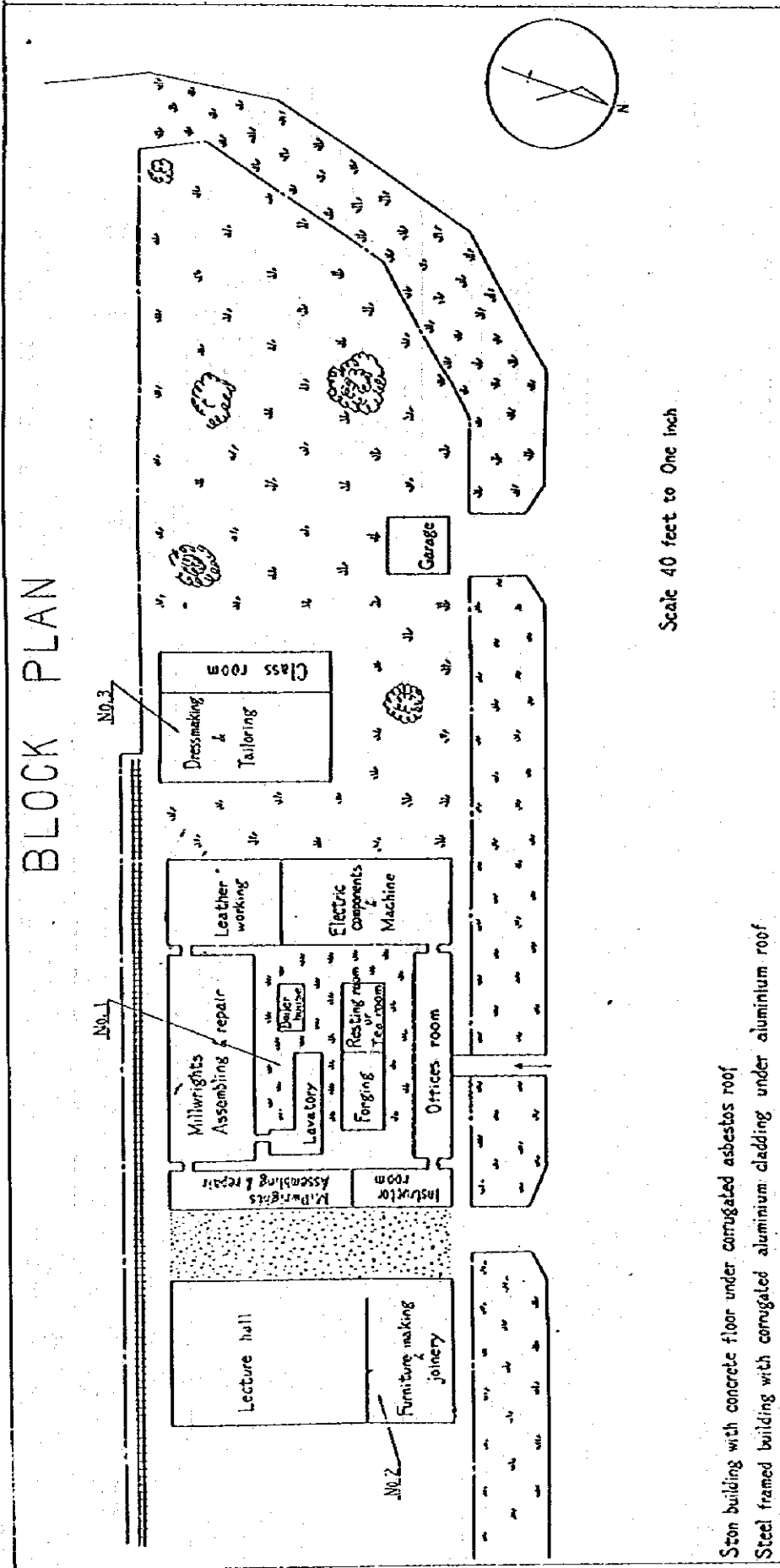
### 7. 機械の選定と配置

本センターには再訓練的性質を有するもので、訓練施設においては訓練的要素とともに生産的機能をも導入したものでなければならぬ。従って機械の選定に当ってはあくまでもプログラクシ・コンニエットを目標に費用を十分に考慮し、その配置についても金属加工部門と小規模機械部門のそれぞれのシヨップにすべて関連づけられた配置を考慮すべきである。なおこの2部門は現界がなく一つの生産的流れをもって構成されることが望ましい。また電気機械部門ではクシオ・クレンド関係とともに回転機等の修理、調整も可能なように動力関係施設も考慮し、改修加工部門では純機械に重点を置いた生産工程に必要な一とおりの機械を工程にしたがって配置することとする。マシン製造部門ではパイロット・プラント方式を採用してドローイングシヨップを含めたメカニカルシヨップを併置することとする。

木工部門においては家具と建具の製作に必要な機械を作業工程にしたがって配置するとともに、手加工部門と刃物調整部門を別にセパレートし、塗装部、検査検査室を別に設けることとする。

# NAKURU TRAINING CENTRE

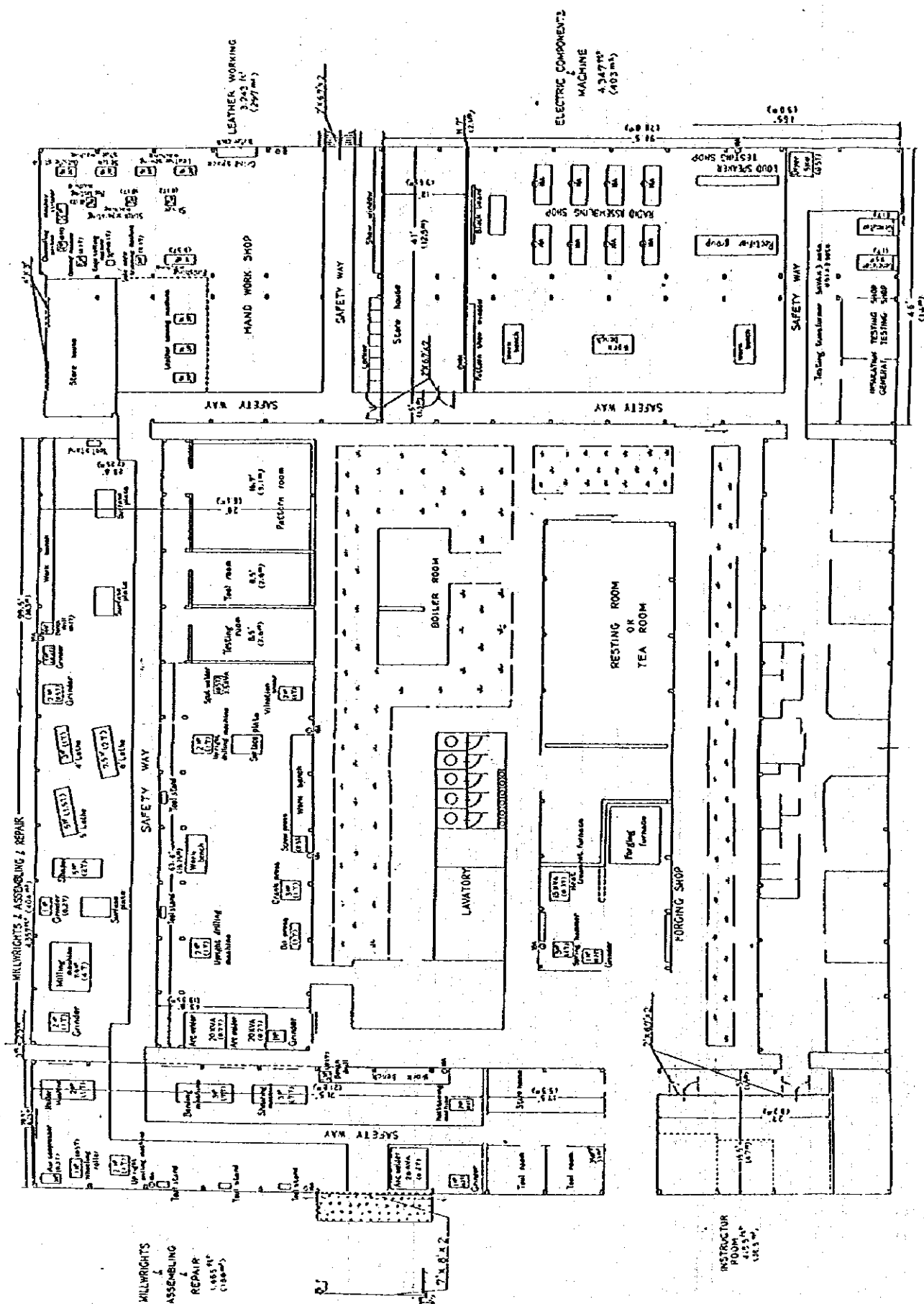
## BLOCK PLAN



Scale 40 feet to One inch

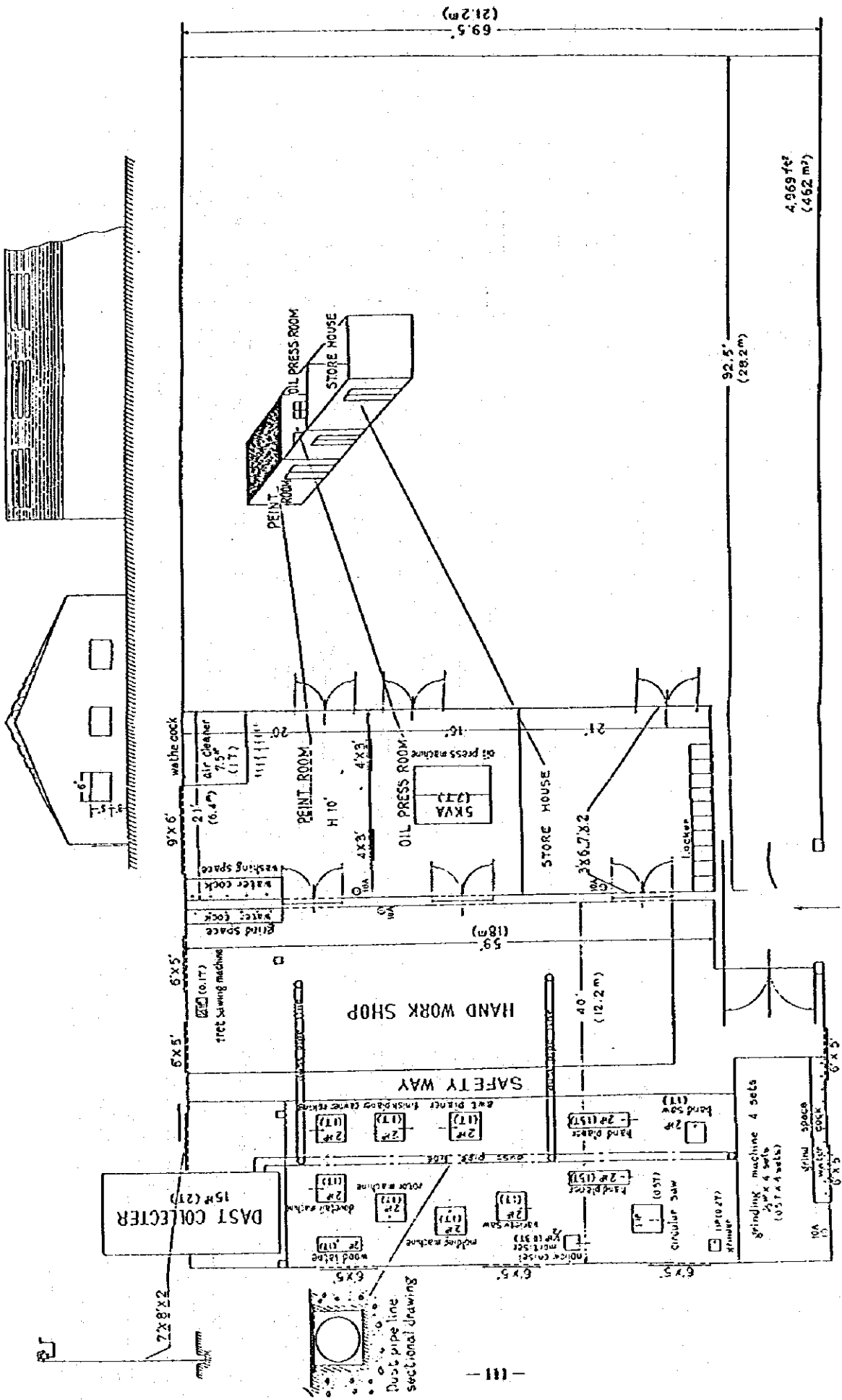
Stone building with concrete floor under corrugated asbestos roof

Steel framed building with corrugated aluminium cladding under aluminium roof



- NAKIRI -



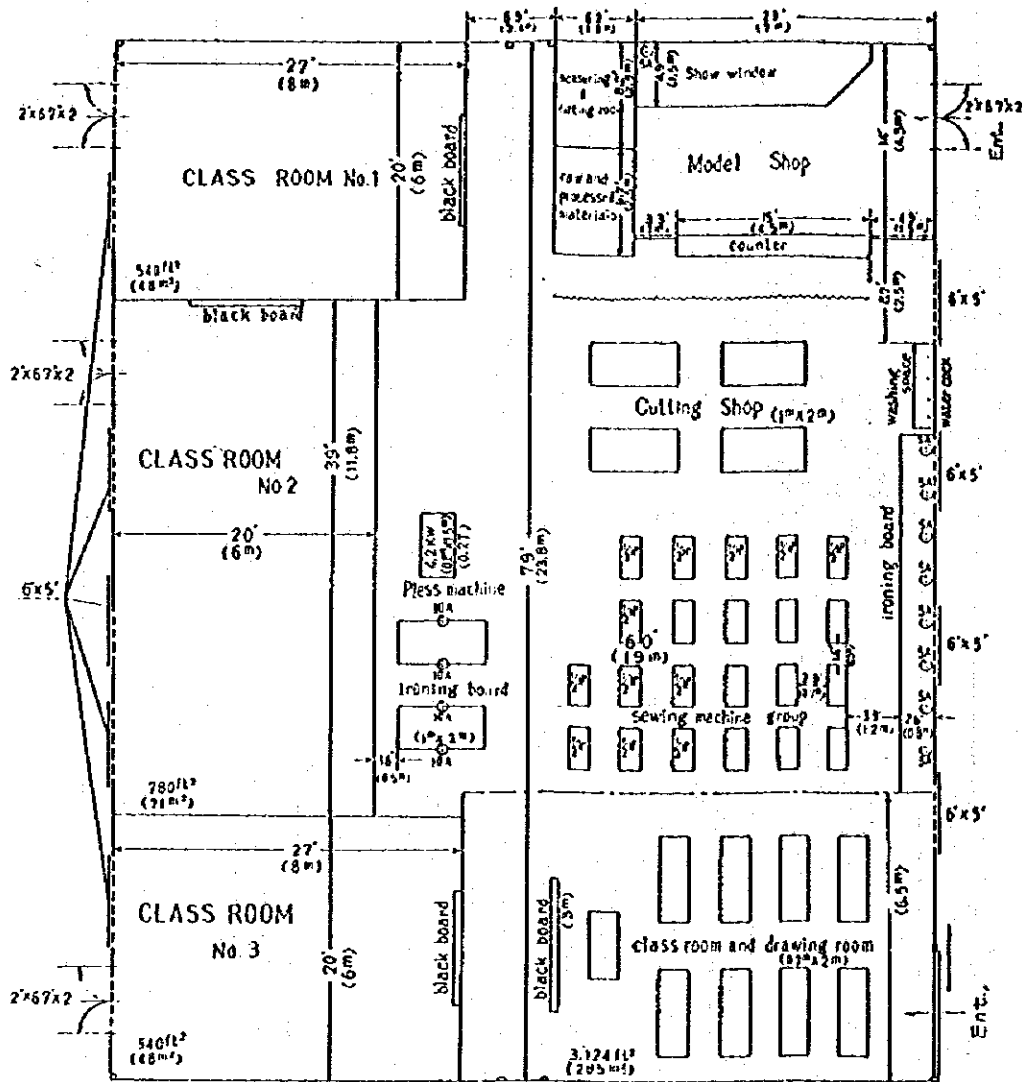


FURNITURE MAKING AND JOINERY 4,239<sup>sq</sup>ft (394 m<sup>2</sup>)

ENT.

- NAKURU - No.2

SCALE 10 FEET TO ONE INCH



— NAKURU — No. 3

Dress making & Tailoring

SCALE 10 FEET TO ONE INCH

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE EVALUATION TEAM AND THE OFFICE OF THE PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF KENYA ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE NATIONAL YOUTH SERVICE ADVANCED ENGINEERING TRAINING CENTRE PROJECT

The Japanese Evaluation Team (hereinafter referred to as "the Team") concerning the Japanese technical cooperation to the National Youth Service Advanced Engineering Training Centre (hereinafter referred to as "the Centre"), organized by the Japan International Cooperation Agency and headed by Mr. Mitsuo Kawahara, Head of Labor Relations Division, Labor Relations Department, the Employment Promotion Project Corporation, visited the Republic of Kenya from May 10 to May 25, 1979, and exchanged views and had a series of discussions with the Office of the President of the Republic of Kenya for the purpose of evaluating the achievements of the technical co-operation to the Centre.

As a result of the discussions conducted between the Team and the Office of the President of the Republic of Kenya, both parties agreed to recommend to their respective Governments as follows:

1. The technical cooperation extended by the Government of Japan in the Machinery (Turning) Course and the Fitting Course of the Centre, which are evaluated to have achieved the anticipated purposes, will be terminated.
2. It is, however, in both parties' opinion, necessary to continue the technical cooperation in the Electrical Wiring Course, in order to achieve further development and expansion of the Centre. In view of the understanding mentioned above, the technical co-operation in the Electrical Wiring Course as defined in the Record of Discussions between the Japanese Implementation Survey Mission and the Ministry of Labour of the Government of the Republic of Kenya signed in Nairobi on May 26, 1975 will be extended in respect of expert from Japan for Electrical Wiring Course until May 25, 1980.

3. Japanese expert and family will be treated in the same ways as provided for in Article II(A), III(II), (I), IV of the previous Record of Discussions mentioned above.

4. Summary of the discussions in attached hereto as Annex I.

Date: Nairobi, May 18, 1979

For the Japan International Cooperation Agency

*Mitsuo Kawahara*

Mitsuo Kawahara  
Head of the Japanese Evaluation Team

*P. S. Kihara*

P. S. Kihara  
For Office of the President  
Republic of Kenya

*G. W. Griffin*

Witnessed by:  
G. W. Griffin  
The Director of National Youth Service, Nairobi, KENYA

SUMMARY OF THE DISCUSSIONS BETWEEN JAPANESE EVALUATION TEAM AND NATIONAL YOUTH SERVICE - OFFICE OF THE PRESIDENT ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROJECT FOR NYS ADVANCED ENGINEERING TRAINING CENTRE

1. PRESENT:

Mr. Mitsuo Kawahara - Team Leader  
 Mr. Toshio Namai  
 Mr. Yuichi Mitsuani  
 Mr. Keiji Nakano  
 Mr. Yokuya Fujisawa - Chief Advisor Advanced Engineering Training Centre

2. OBSERVER:

Mr. Katsuihiro Kumagai - Japanese Embassy  
 Mr. Seiichi Kanai - J.I.C.A.

3. KENYAN TEAM:

Mr. S. A. Tongoi - Under Secretary - Office of the President  
 Mr. F. K. Ngumi - Assistant Director - NYS  
 Mr. D. N. Nugambi - NYS Training Co-ordination  
 Mr. A. W. Gower - Senior Superintendent (Mech)

Following series of discussions including tour of the training centre on 15th May, 1979 by the Japanese Evaluation Team led by His Excellency Senkuro Saiki. The Japanese Ambassador to Kenya there were formal meetings at the NYS Headquarters on 16th, 17th and 18th May, 1979. The following issues were discussed:

I. PROGRESS MADE SINCE "RECORD OF DISCUSSION 1975"

It was mutually observed that the Machinery (Turning) and Fitting courses had been sufficiently developed and did not require further Japanese experts at the Centre beyond May 25th, 1979 and for the achievement made the Kenyan team expressed gratitude and appreciation for the performance of Japanese Experts. However, there was still need to develop further the Electrical Wiring Course.

II. FURTHER TECHNICAL CO-OPERATION

As mentioned above, the meeting discussed and agreed to one year extension for the Electrical Wiring Course until 25th May, 1980.

The Kenyan team proposed the increase in scope of training in this field. The curriculum will be enlarged to include Industrial Electrical Wiring in addition to the current domestic Electrical Wiring only. This will lead to better employment opportunities to the centre graduates in the industrial sector. To this end, there will be need for additional training equipment/aid. The list of requirements will be channelled through the Japanese Embassy after mutual consultation with the Japanese Electrical Wiring Expert.

The other proposal put forward by the Kenyan team is in respect of the expansion of the course to allow for more trainees. Currently there are 24 trainees in two shifts per year. It is intended to increase this number. The Office of the President will appreciate it very much if the Japanese Evaluation Team conveyed this request to the Japanese Government.

III. FUTURE CO-OPERATION

The trainees who join the Japanese Advanced Engineering Courses at Nairobi get their basic technical training in Mombasa. It was considered that Japanese assistance in Mombasa in the basic courses for the trainees which lead to the Japanese Advanced Engineering Courses (that is Turning, Fitting and Electrical Wiring) will be most appropriate. In order to assess the need, the Japanese Team was invited to visit NYS Mombasa Vocational Training Unit between 18th and 21st May, 1979. Formal proposals concerning this assistance will be following through the appropriate channels.

NYS 上級技術訓練センターに対する日本の技術協力に関するエバリュエーション・チームと  
ケニア共和国政府大統領府間の討議議事録（和文仮訳）

国際協力事業団により組織され、雇用促進事業団職員部職員課長川原光雄を団長とするNYS  
上級技術訓練センター（以下「センター」と称す）への日本の技術協力に関するエバリュエーシ  
ョン・チーム（以下「チーム」と称す）は、センターへの技術協力の成果を評価するため、1979  
年5月10日から25日までケニア共和国を訪れ、ケニア共和国政府大統領府と意見を交換し、  
一連の討議を行った。

エバリュエーション・チームとケニア共和国大統領府との討議の結果、以下のとおり双方の政  
府へ勧告することに合意した。

1. センターの機械科及び仕上げ科への技術協力は、当初に設定された目的を遂げたものと  
評価し終了する。
2. しかしながら、さらにセンターを充実するためには電気工事科への技術協力を継続す  
ることが必要である。

上記の事実を勘案し、1975年5月26日にナイロビにて署名された実施協議チ  
ームとケニア共和国政府労働省間の討議議事録内容のうち、電気工事科に関し、1980年  
5月25日まで専門派遣をもって技術協力を継続する。

3. 日本人専門家およびその家族は、上記討議議事録の第Ⅱ章(A)項、第Ⅲ章(H)項、(I)  
項および第Ⅳ章により提供された待遇と同じ扱いを受けるものとする。
4. 討議の概要は付属書類1のとおりである。

ナイロビ、1979年5月18日

国際協力事業団のために

川原光雄

エバリュエーション・チーム団長

ケニア共和国政府大統領  
府のために

P. S. Kihara

大統領府次官補

立 合 人

G. W. Griffin

NYS 長官

## V 調査報告

### V-1 総合評価

#### 1. 当センターの活動実績評価

- (1) 当センターは1975年5月技術協力が開始され、その訓練目標は、Trad Test Grade III所持者の技能向上を目的として、O IIIの資格を有する者を対象に1年間の訓練を実施することにより、Trad Test Grade IIの資格が取得できることを指向して訓練が行われているが、実習場施設の建設遅延により訓練の開始が遅れた電気工事科を除き、機械科及び仕上科についてみると、第2期生の技能検定の状況は、機械科においては10名中3名が1級合格、6名が2級合格、仕上科では8名中4名が1級合格、4名が2級合格という好成績をあげており、このことはナイロビの一流新聞紙のトップ記事として大きく報道され、業界でも話題となっているように、その活動実績は所期の目的を十分達成しているものと認められ、さらに今後の発展を期待するものである。
- (2) 当センターの訓練生は、その大半をNYS モンバサ職業訓練所修了生から受入れており、カウンターパートの育成配置が遅れてはいるものの、各訓練科とも具体的な訓練計画のもとに作業ごとのJob Sheetsを作成し、計画的な訓練が行われており、訓練生の受講態度も真摯で、修了生は工場その他で中堅的な役割りを担っている。
- (3) ケニア政府側としては、これまでの実績をふまえて、各訓練科とも訓練規模拡大の希望をもっており、機械科及び仕上科については、恐らく現地専門家帰国後、3シフト制による訓練生増大の措置がとられるものと考えられる。

#### 2. ケニア政府の本プロジェクトに対する理解、協力への評価

- (1) 当センターは、わが国の技術協力として1965年から1975年まで実施された「小規模工業技術センター」のプロジェクトに引続いて行われたものであり、いずれもケニア政府の強い要請によるものである。

ケニア共和国は、独立後(1963年12月独立)10年間に著しい経済発展(国内総生産の平均成長率は、名目9.2パーセント、実質6.7パーセント)を遂げており、現在では賃金労働者のうち96パーセントまでをケニア人が占めるようになっており、これからは、より高度の技術者や経営者、小規模自営企業者層への進出を課題としている一方、急激な人口増(増加率3.5パーセント)に伴い、失業問題も表面化してきており、これらの面から職業訓練が重要な意味をもっており、ケニア政府としても力を入れている。

- (2) 当センターは、NYS セントラルワークショップ地区(ダラヤード)のなかに、西独の技術協力によって設立された「自動車整備センター」に隣接して設けられており、当センターの建物は、倉庫を転用して改造されたもので、環境等については必ずしも十分

とはいいがたい面もあるが、訓練機材（供与機材）については、実習場の建設が遅れた電気工事科を除き整然と整備され、実習作業に有効に活用されている。

- (3) 当センターに対するわが国の技術協力は、小型プロジェクト方式によるものであるため、その協力内容等については自ら一定の限界があることはやむを得ないところであるが、ケニア政府としては、本プロジェクトに対し、現地専門家に対する処遇等を含め一定の理解と技術協力については深甚な謝意を表している。
- (4) しかしながら、発展途上国における一般的な通弊であるとも考えられるが、協力国に対する期待感が予想以上に大きく、いわゆる「他人まかせ」的な考え方が潜在しており、当センターにおいても、ケニア政府の財政事情等によるものとは思われるが、施設整備の遅延、カウンターパートの育成、配置（7名中5名配置済み）、訓練教材の確保等ケニア政府側の努力義務乃至は自助努力に欠ける点が見受けられることも否めないところである。
- (5) ケニア共和国は、将来性のある、かつ、活力ある発展途上国であり、最近においては、先進諸国とくに西独、フランス等の経済技術協力の増大が伝えられており、また、日本政府に対しても今後における援助協力についての要請は大きなものがある。
- (6) とくに、技術協力については、経済発展の礎ともなるケニア政府の人材育成計画を推進していく側面的な機能をもつものであるとの理解のうえにたつた場合、よりキメの細かい技術協力、援助の必要性が痛感される。

### 3. 本プロジェクトに対する総合的評価

- (1) 本プロジェクトは、技術協力期間中における首席顧問の交替及びケニア政府側におけるセンター所管庁の変更等の事情もあって、一時、ケニア政府側とのコミュニケーションに円滑さを欠く面も見受けられたが、現地日本大使館及びJICA事務所のフォローアップにより、さしたる支障もなく業務の遂行ができた。
- (2) 職業訓練に関する技術協力の中心課題は、カウンターパートに対して職業訓練の技法を訓練生に対する実地訓練を通じて技術指導することにあるが、各現地専門家は、訓練計画に基づき、作業ごとのJob Sheetsを作成しているほか、技術協力期間満了後のために、それぞれ指針となるべき資料の作成を行っており、仕上科については概ねその完成をみている。
- (3) 本プロジェクトについては、「訓練科目別評価」の項で詳述するように、電気工事科を除き、所期の目的を達したものと認められるが、エバリュエーションを通じ感じられた問題として、カウンターパートは職業訓練についてある程度の知識と技術を有しているだけに、現地専門家の有する知識、技能等について、相手側に十分理解させ得るかという語学力の問題があり、このことは、本プロジェクトチームのみに限らず、現地専門家派遣に関しての今後の課題として検討すべきものと考えられる。

## V-2 エバリュエーション調査内容

NYS 上級技術訓練センター（以下「センター」という。）に係る技術協力期間の満了に  
当って、日本政府の技術協力が当初に設定された目的にそって実施されたかどうかその達成度  
等について評価するため、次の項目について調査を行った。

### エバリュエーション調査項目

1. 技術協力計画の遂行状況について
2. センター業務全般について
  - (1) 設定されている訓練科
  - (2) 設定されている訓練目標及び訓練カリキュラム
  - (3) 職業訓練の実施状況
    - イ. 訓練定員及び訓練センター卒業生
    - ロ. 訓練計画及び訓練目標の達成度等
    - ハ. 訓練生の就職
  - (4) 訓練施設、設備及び機材等の整備状況
    - イ. 供与機材
      - a. 供与状況等
      - b. 供与機材の整備、利用及び保守管理状況
    - ロ. 訓練施設、設備状況
  - (5) 日本人専門家の派遣及び活動状況
    - イ. 専門家の派遣状況
    - ロ. 専門家の活動状況
  - (6) ケニア人指導員の養成
    - イ. ケニア人指導員の配置状況
    - ロ. ケニア人指導員の日本における研究
    - ハ. ケニア人指導員の総合的な評価



3. 技術協力計画の遂行状況

センターの設置に係る実施協議チームの討議議事録署名から本年5月までの間のセンター運営を各年度に表わした一覧表を表1に示した。

実施協議の際設定したセンター建設運営日程と比較して全体的に遅れが見受けられるが、技術協力に係る全項目はすべての項目にわたって実施されている。

表1

MYS上級技術訓練センター運営行程表						
項目 \ 年度	50 <sup>5/26</sup>	51	52	53	54	55 備考
実施調査 R/D 協力期間	5月26日				5月25日	5/25
訓練施設の建設						
1. 既存建物の改築		4月	12月			
2. 新設建物の建築			3月		11月	
供与機材						
1. 機械科		4月				
2. 仕上げ科		4月	4月			
3. 電気工事科				8月		
日本人専門家の派遣						
1. 首席顧問		4/19	永谷	4/21 飯沢		
2. 機械科		4/15	青山	4/8 仁科	5/27	
3. 仕上げ科		4/29	岡山	4/8	5/27	
4. 電気工事科			12/15	長塔	5/25	5/25
ケニア人カウンターパートの配置						
1. 機械科(2名)			7月2名			
2. 仕上げ科(2名)			7月・8月各1名	8月辞職		
3. 電気工事科(1名)				11月1名配置	10月1名	5/25
ケニア人カウンターパートの研修						
1. 機械科				7/12 12/19		
2. 仕上げ科				3/22	6/14	
3. 電気工事科						
職業訓練の実施						
1. 機械科		1月	1月	1月		
2. 仕上げ科		1月	9月 1月	9月 1月		
3. 電気工事科			9月	9月	9月……1月	

4. センターの業務全般について

センターの業務全般の進捗状況を各科別に評価した一覧表を表2に示した。

なお、各項目について行った詳しい調査及び評価についても以下のとおりである。

表2 プロジェクト進捗状況総合評価表(協定満了時における見込)

	機械科	仕上科	電気工 事科	その他	備 考
1. 指導員					(1~10項まで)
① 配 置 状 況	a	a	c		a:非常に良い(十分に満足できる状況)
② 日 本 研 修 状 況	c	b	—		b:良い(大体満足できる状況)
③ 訓 練 担 当 状 況	b	a	c		c:普通(まだ50%満足できる状況)
④ 訓 練 習 熟 度	a	b	d		d:悪い(まだ大部分の改善必要)
⑤ 訓 練 指 導 能 力	b	a	d		e:非常に悪い(今後一層の努力必要)
⑥ 訓練計画とカリキュラム 作成	c	a	c		
⑦ 教材とジョブシート作成 経験	c	a	d		
⑧ 機械操作・保守点検能力	a	a	d		
2. 訓練生					(注)
① 入 校 状 況	b	b	b		(1) 1. 指導員の項にかかる評価は、 指導員個々を評価したものでなく、 科全体として、そのあるべき姿から 評価したものである。
② 訓 練 習 熟 度	a	a	—		(2) 電気工事科の評価が他科に比べて 低くなっているのは、現在訓練を開 始して4ヶ月しか経過していない ためである。
③ 就 職 状 況	a	a	—		(3) 3, 4の項のその他は、各科付属 の実習場以外の諸施設及び教材の状 況を評価したものである。
3. 施設 建設 状況	a	a	c		
4. 機 材					
① 供 与 状 況	a	a	a	a	
② 据 付 状 況	b	b	c	b	
③ 使 用 度	a	a	—	b	
5. 訓 練 実 施 状 況	a	a	c		
6. 訓練計画とカリキュラム作成 状況	a	a	a		
7. 教材(教科書等)作成 状況	b	a	b		
8. ジョブシート作成 状況	b	a	a		
9. ケニア側スタッフ配置 状況(指導員除く)			b		
10. ケニア側					
① 施設建設費 予 算			c		
② 訓 練 経 費			b		
③ 運 営 費			b		
④ 備 品 費			b		
⑤ ローカルコスト			c		
11. 専門家派遣、機材供与、施設建設、 指導員日本技術研修、ケニア側 スタッフ配置及び訓練開始相互間の タイミング	b	b	c		a:比較的タイムリーに実施された。 b:タイミングに若干問題があった。 c:タイミングにずれがあった。
12. 総 合 評 価	A	A	C		(※1)
(※1) A:日本側の協力が協定通り終了して特に問題がない。 B:協定終了後若干の期間(6ヶ月~1年程度)日本側の協力継続の必要性が見られる。 C:協定終了後相当の期間(1~2年間程度)日本側の協力継続の必要性が見られる。					

(1) 設定されている訓練科について

センターにおける訓練科の設定については、討議部席におけるとおり、機械科、仕上げ科及び電気工事科の3科を設定している。

訓練科	訓練対象	訓練期間	定員	備考
機械	モンパナ機械訓練	1年間	24	定員12名の2シフト制
仕上げ	センター終了生で技能	〃	24	〃
電気工事	検定3級合格者	〃	24	〃

(2) 設定されている訓練目標及び訓練カリキュラムについて

各訓練科の訓練目標は、訓練終了時における技能到達目標を技能検定2級の技能水準(2級合格)を付与することとしており、この訓練目標達成のため、学科及び実技に区分した訓練カリキュラムを設定している。

これらの訓練目標の設定については、ケニア国内のニーズ等(技能検定合格者に対する課題が高い点等)にも対応しており、必要と思われる。

また、各訓練科ごとにも、機械科及び仕上げ科については、訓練目標及び訓練カリキュラムとも適正なものであると認められる。電気工事科については、討議部席における方針どおり設定されているがケニア側の技術水準の向上に従い、電気工事の関連設備の応用分野までの範囲の拡大が図られている。

各訓練科ごとの訓練目標及び訓練カリキュラムは、次のとおりである。

イ. 機械科

a. 訓練目標

技能検定3級の技能水準(仕上げ及び旋盤の基本作業)に高速切削、重切削、寸法の精密調整±0.020mm、ならびにフライス盤、形削機、研削盤等についての切削加工ができる知識と技能を付与する。

b. 訓練カリキュラム

訓練期間 1年 総訓練時間 1449.5時間(1週当り32.5時間)

科目	時間	科目	時間
数学	50	訓練	39
電気工学	20	機械仕上げ作業	301
機械材料	20	手仕上り作業	143
機械製作法	70	安全作業	9
機械工学	20	応用実技	613
機械製図	80		
(小計)	260		
行(オリエンテーション)	84.5		
(休行)	13.5		
(卒業式)	6.5		
計	344.5		1,105

(年間訓練予定表及び訓練内容表については、別添資料参照)

ウ. 仕上げ科

a. 訓練目標

技能検定3級の技能水準(仕上げ基本作業)に合わせ、仕上げの精度の向上、しゅう動面を有する機械部品の組立て、片物の熱処理、複雑形状のげがき、容積度±0.05mm以上のやすり仕上げ及びげがき、旋盤、ボール盤等の汎用工作機の操作を応用できる知識と技能を付与する。

b. 訓練カリキュラム

訓練期間 1年 総訓練時間 1449.5時間(1週当り32.5時間)

科目	時間	科目	時間
数学	50	訓練	39
電気工学	20	機械仕上げ作業	143
機械材料	20	手仕上り作業	301
機械製作法	70	安全作業	9
機械工学	20	応用実技	613
機械製図	80		
(小計)	260		
行(オリエンテーション)	84.5		
(休行)	13.5		
(卒業式)	6.5		
計	344.5		1,105

(年間訓練予定表及び訓練内容表については、別添資料参照)

ハ、電気工学科

- 1. 訓練目標
  - 技能検定3級の技能水準（屋内配線基本作業）に各種電気回路、簡単な電気機器修理、配線工事等に必要で電気計測器の使用手法、保守等のできる知識と技能を付与する。
- 2. 訓練カリキュラム
  - 総訓練時間 1,378時間（1週当たり32.5時間）

学 科 目	時 間	実 習 目 的		授 課 時 間
		種 別	時 間	
電 気 理 論	40	電 気 工 事		478
電 気 理 論	100	電 気 測 定		91
電 気 測 定	50	は ん だ 付 け		91
電 気 測 定	20	安 全 作 業		10
電 気 製 作	30	応 用 実 習		383.5
(小 計)	240			
行 動 学	84.5			
(オリエンテーション)	13			
(体 育)	65			
(本 業 学 習)	6.5			
計	324.5			1,053.5

(年間訓練予定表及び訓練内容計画書については、別添資料 参照)

(3) 電気訓練の実施状況

- 1. 訓練定員及び訓練卒業生について（表3 訓練実施人員及び技能検定合格状況）
  - a. 機械科及び仕上げ科の訓練定員は、24名で2シフト訓練（1月及び9月入校）として昭和52年1月から実施されている。卒業生は第1～3期まで出ており、機械科は27名、仕上げ科は25名である。
  - b. 電気工学科については、教道、実習場の建設が大幅に遅れ、昭和53年11月に建設されたが電源装置等設備されておらず、訓練生の入学試験を53年9月に行い、昭和54年1月に12名の訓練生に対し、訓練を開始している。
- 2. 訓練計画及び訓練目標の達成状況について
  - a. 機械科及び仕上げ科については、訓練計画どおりの訓練が実施されており、訓練目標の達成度は、訓練終了時の技能水準目標である技能検定2級以上に90%以上合格しておりその目標を十分に達成している。
  - b. 電気工学科については、昭和54年1月より第1期生の訓練を開始しているが、

電源装置等の実習場設備が完成のため訓練計画どおりの訓練を行うことは可能である。また、設備等の早急な完成が困難な点からこの設備の完成を訓練計画の中の応用実習として従前形態で訓練が行われている。

表3 訓練実施人員及び技能検定合格状況

訓練科	52.1～52.12		52.9～53.8		53.1～53.12		53.9～54.8		54.1～54.12		合 計
	卒業生	在籍生	卒業生	在籍生	卒業生	在籍生	卒業生	在籍生	卒業生	在籍生	
機 械	12	0	12	0	10	3	12	4	0	0	26
1級合格	0	0	0	0	3	0	4	0	0	0	7
2級合格	6	6	10	9	7	3	4	4	5	25	28
仕 上 げ	6	6	11	8	8	12	12	9	9	25	25
1級合格	2	2	2	4	4	4	4	4	4	8	8
2級合格	6	6	11	8	8	12	12	9	9	25	25
電 気 工 科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合格者(2名)	12/13	9/23	21/28	9/13	17/18	9/14	12/12	-	-	-	50/54

ハ、訓練生の就職について

- a. 機械科及び仕上げ科
  - 訓練生は、政府関係機関（盛運部門）に約30%、一般企業（General Nator, Kenya Air Way 等一般企業）に60%～70%就職しており、就職率は高く、その評価も高い。
- b. 電気工学科
  - 機械科及び仕上げ科と同様な就職先が考えられる。

(4) 訓練施設、設備及び器材等の整備状況について

- 1. 供与器材
  - 供与器材については、実施訓練時の供与方針に示された機械、器具は、機械及び配線についてみると大体満足されるものであり、その利用及び保守管理状況については良好である。
  - 各訓練科ごとの現状について調査結果は、次のとおりである。
  - a. 実施訓練時における器材の供与方針
    - 技能検定3級の技能水準を有する者に對し、技能検定2級に合格する程度以上の技能を付与するため、技能検定水準に示されている機械、工具、計測器等すべては足るものを供与する。
    - b. 供与状況
      - (a) 昭和50年度（1976年）機械科、仕上げ科の機械・器具
      - (b) 昭和51年度（1977年）仕上げ科及び各種共通用の機械・器具

(c) 昭和52年度(1978年)電気工事科の機械・器具

(d) 昭和53年度(1979年)機械科の機械類

e. 供与機材の整備、利用及び保守管理状況について

(a) 機械科及び仕上げ科

実施部課当時予定されていた機械・器具は、機種及び台数ともに満足するものが供与され、そのほとんどが順調に作動し、訓練に活用されているが、保守のうち交換部品(備品)の調達ケニア国内では困難である。なお、主な機械・器具の使用状況は、次表のとおりである。

主な機械、器具の使用状況一覧表

主な機械・器具	使用度			整備状況			備考
	a	b	c	a	b	c	
型	○			○			
アラミス	○			○			
形	○			○			
ボ	○			○			
半		○		○			
円		○		○			
万		○		○			
超		○		○			
刃	○			○			
研	○			○			
試			○	○			
手	○			○			

(a) 良い

b: 普通

c: 悪い

(b) 電気工事科

実施部課当時予定されていた機械・器具は、機種及び台数ともに供与されている。また、主な機械・器具は整備されているが配線工事は完成していない。

主な機械・器具の使用状況は、別紙計画どおりの訓練を行う状況でないで論評するにいたっていない。

c. 訓練機材・設備

a. 機械科及び仕上げ科

実習場については、既存機(3.4×2.4m)を昭和51年4月から12月までに改造され、支障なく訓練が実施されている。

b. 電気工事科

実習場については、昭和53年11月に開設されたが、電源装置等設備されており、電気工事科の志川実習場の形での訓練が設備工事を行っているが、電気系統が未完成である。(資料: 電気工事科実習場・実習用装置・機器類行状調査照) c. 視覚聴覚及び熱処理装置については、未だ若くされていない状況であり、早急な整上が望まれる。

(c) 日本人専門家の派遣及び活動状況について

専門家の派遣状況は、次のとおりであり、その結果現在、首席1名、各副1名、計4名の専門家が技術協力に従事している。各専門家の業務内容については、討議課事務録の付表1に示しているが、首席以下各人は、以下の内容の協力をを行っている。

すなわち、ケニア人研修員の作成のため、訓練用機械の取扱い、保守等はもとより研修員の手で行う。訓練カリキュラムの作成方法、訓練計画の作成方法、指導技法等について、各人の持っているノウハウを伝えるように務めている。

1. 専門家の派遣状況

区分	昭和51-52年度派遣			昭和53年度派遣		
	木	金	土	月	火	水
首席	1	1	1	1	1	1
副	1	1	1	1	1	1
主任	1	1	1	1	1	1
電気工事	1	1	1	1	1	1

o. 専門家の活動状況

a. ケニア人指導員の育成

(a) 機械科及び仕上げ科については、ケニア人指導員は当初から各2名配属されているが、経験不足、交代等により専門家が高齢指導し、ケニア人指導員の指導は、前半は主としてOJTにより、後半は個別指導を行い、成果を上げていく。

(b) 電気工事科については、ケニア人指導員が1名しか配属されておらず、実習場の建設が遅れた現状から見て専門家が見て取付けたときの指導カリキュラムは、次のとおりOJTによっているが、2名配属されたときの指導カリキュラムは、次のとおり作成されている。

ケニア人指導員指導計画表

	1～27週	28～53週
午前(4h)	午安(2h)	午安(2h)
電気理論・指導法	電気実習指導法	はんた付け作業法
電気機器修理指導法	互 同	電工応用乗組指導法
水	互 同	互 同
木	電気計測指導法	計測実験指導法
金	計測実験指導法	安全指導法
		電気実習指導法

b. 訓練計画、教材の作成等

教材は、職業訓練を効果的に行うために欠せないものであり、各専門家は、実技用の教材として、訓練課題及びワークシートを訓練計画に従って現地に通ずるよう、計画的に作成しており、その活用が十分に図られている。

訓練教材作成状況

訓練科	訓練課題	ワークシート
機 械	100%	0%
社 士 上 げ	100%	100%
電 気 工 事	100%	100%

(6) ケニア人指導員の養成

ケニア人指導員の養成に当たっては、主として次の2つの基本方針で行われている。

- ① センターにおいて、実技・学科、訓練計画作成方法、教科指導方法等を個別指導(指導カリキュラムによる)及びOJTによるもの
  - ② 日本における訓練技法及び種別研修を行うもの
- 現在、ケニア人指導員の養成は、平均的に良い成果をおさめているが、その確保、定着に若干の不安がある。

4. ケニア人指導員の配属状況

ケニア人指導員は、訓練課所属においてケニア政府(NYS)で確保することになっており、現時点では機械科及び仕上科については定員どおり各2名の配属となっており満足すべきものであるが、電気工事科については1名の配属であり、残る1名の確保が進行している。(各方面で新聞等により公募もしている)

ケニア人指導員配属状況(昭和54年5月現在)

区分	定員	54年5月現在 員数	配属状況
機 械	2	2	52/7(2名)
仕 上	2	2	52/7(1名)
電 気 工 事	2	1	52/8(1名) 53/11(1名) 53/10(1名)

o. ケニア人指導員の日本における研修

ケニア人指導員の研修受入れについては、機械科カウンセラー1名を昭和53年度(7月12日～12月19日)に、仕上科指導員を昭和53年度(3月22日～継続中)に受入れているが、当初の予定より遅れている。

その理由としては、指導員が研修を受けて帰国した際における船積の遅れがあり、ケニア政府(NYS)の預納的な要領がなされなかったことによると思われる。

ハ ケニア人指導員の総合的な評価について

ケニア人指導員の訓練指導能力等の評価については、至る機械、器具の技術・技能水準と教科指導水準と大きく2つに分けて行うこととし、その評価は次のとおりである。

- a. 仕上科の指導員2名のうち51名は85点(100点満点)であり、十分に訓練指導ができる。他の1名は60点(100点満点)程度と評価されるが、総合的にみて機械科の訓練には支障がないものと考えられる。(表4. ケニア指導員総合評価表参照)
- b. 仕上科の指導員2名のうち1名は90点(100点満点)であり、十分に訓練指導ができる。他の1名は50点(100点満点)程度と評価されるが、総合的にみて仕上科の訓練には支障がないものと考えられる。(表4. ケニア指導員総合評価表参照)
- c. 電気工事科の指導員1名は、50点(100点満点)程度と評価され、各科目について専門家の指導助言が必要であり、計画的な指導が必要である。(表4. ケニア指導員総合評価表参照)

表4. ケニア指導員総合評価表

1. 機械科指導員(A)

(1) 総合評価

指導員	総合評価	所要
A	0点 50点 100点	

(1) 総合評価

2. 機械科指導員(B)

指導員	総合評価	所要
B	0点 85点 100点	

(2) 技術・技能水準

主な機械・器具	技術・技能水準			メンテナンス能力			日本での研修	所要
	A	B	C	a	b	c		
旋盤								
フライス盤								
形削盤								
ボール盤								
平面研削盤								
円筒研削盤								
万能工具研削盤								
超硬工具研削盤								
万動研削(両面研削)								
測定器類								
試験器類								
手仕上げ器具類								

(2) 技術・技能水準

主な機械・器具	技術・技能水準			メンテナンス能力			日本での研修	所要
	A	B	C	a	b	c		
旋盤								
フライス盤								
形削盤								
ボール盤								
平面研削盤								
円筒研削盤								
万能工具研削盤								
超硬工具研削盤								
万動研削(両面研削)								
測定器類								
試験器類								
手仕上げ器具類								

(3) 教科指導水準

項目	教科指導水準			日本での研修	所要
	A	B	C		
訓練計画作成(経験・能力)					
カリキュラム作成(経験・能力)					
訓練課題とシミュレーション作成					
訓練習熟度(経験時間)					

印 A : a : 良  
B : b : 普通  
C : c : 悪

(3) 教科指導水準

項目	教科指導水準			日本での研修	所要
	A	B	C		
訓練計画作成(経験・能力)					
カリキュラム作成(経験・能力)					
訓練課題とシミュレーション作成					
訓練習熟度(経験時間)					

3. 生上科指導員(Ⅱ)

(1) 総合評価

指導員	総合評価	摘要
A	<p>0点 100点 90点</p>	

4. 生上科指導員(Ⅰ)

(1) 総合評価

指導員	総合評価	摘要
B	<p>0点 100点 50点</p>	(指導員6ヶ月)

(2) 技術・技能水準

主な機械・器具	技術・技能水準			ノンテナンス能力			日本での研修	摘要
	A	B	C	a	b	c		
炭	○			○			研修中	
フライス盤	○			○				
彫削盤	○			○				
ボール盤	○			○				
平面研削盤		○		○				
円筒研削盤		○		○				
万能工具研削盤		○		○				
超硬工具研削盤		○		○				
刃物研削(2軸)	○					○		
刃物研削(3軸)	○							
測定器類	○			○				
試験器類		○		○				
手仕上げ器具類	○						○	

(3) 教科指導水準

項目	教科指導水準			日本での研修	摘要
	A	B	C		
訓練計画作成(経験・能力)	○			研修中	
カリキュラム作成(経験・能力)	○				
訓練課題とシブシート作成	○				
訓練習熟度(経験時間)	○				

(2) 技術・技能水準

主な機械・器具	技術・技能水準			ノンテナンス能力			日本での研修	摘要
	A	B	C	a	b	c		
炭		○					○	
フライス盤	○			○				
彫削盤	○			○				
ボール盤	○			○				
平面研削盤		○		○				
円筒研削盤		○		○				
万能工具研削盤		○		○				
超硬工具研削盤		○		○				
刃物研削(2軸)	○					○		
刃物研削(3軸)	○							
測定器類		○		○				
試験器類		○		○				
手仕上げ器具類		○					○	

(3) 教科指導水準

項目	教科指導水準			日本での研修	摘要
	A	B	C		
訓練計画作成(経験・能力)			○	○	
カリキュラム作成(経験・能力)			○		
訓練課題とシブシート作成			○		
訓練習熟度(経験時間)			○		



5. 電気工部科指導員(0)

(1) 総合評価

指導員	総合評価	概要
A		

VI 資料

(2) 技術・技能水準

科目	主な装置、機械、器具	技術・技能水準			メンテナンステキ			日本で の研修	概要
		A	B	C	a	b	c		
電気工事	管束げ機、管ねじ切り機 計測器		○				○		◎
電気計測	オシロスコープ、計測器			○			○		
はんだ付け			○						
安全			○						
(応用実技)									
実定数の計算	変圧器、送電機、計測器			○			○		
電動機の結線	電動機、送電機、計測器			○			○		
電動機制御	運転用配電盤			○			○		
ランプ制御	実習用低圧配電盤		○				○		
電圧制御	試験用発電機			○			○		
定時制御	各種発電機			○			○		

(3) 教科指導水準

項目	教科指導水準			BACEの 研修			概要
	A	B	C	a	b	c	
訓練計画作成(経験・能力)			○			◎	
カリキュラム作成(経験・能力)			○				
訓練計画、ワークシート作成		○					
訓練指導時間(経験時間)			○				







2-1 討 議 議 事 録 (英文)

RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY MISSION AND THE MINISTRY OF LABOUR OF THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KENYA CONCERNING THE ESTABLISHMENT OF AN ADVANCED VOCATIONAL TRAINING CENTRE ATTACHED TO THE N. Y. S.

Attached herewith is a record of discussions between the Japanese Implementation Survey Mission (hereinafter referred to as the Mission) and the Ministry of Labour of the Government of the Republic of Kenya (hereinafter referred to as the Ministry of Labour) concerning the establishment of the Advanced Vocational Training Centre (hereinafter referred to as the Centre), attached to the National Youth Service (hereinafter referred to as N. Y. S.).

The Mission which was organized by the Japan International Cooperation Agency, headed by Mr. Masami Ichihara, Director of Overseas Technical Cooperation Division, Vocational Training Bureau, Ministry of Labour, Japan, visited the Republic of Kenya from May 16th to May 31st 1975, for the purpose of discussing with the Ministry of Labour matters concerning the establishment of the Centre.

On the basis of the work done by the Preliminary Survey undertaken in October, 1974, the Mission conducted a survey of the area earmarked for the Centre and had a series of detailed discussions with the Ministry of Labour on matters relating to the implementation of the proposed project.

As a result of the Survey and the exchange of views, the Mission and the Ministry of Labour agreed to recommend to their respective governments the various points stipulated in this record of discussions. It should be noted that this record of discussions is not legally binding on either Government.

For the Japan International Cooperation Agency

Masami Ichihara  
Head,  
Japanese Implementation Survey Mission

市原正實

For Ministry of Labour of the Government of the Republic of Kenya



James Isidore Othieno  
Permanent Secretary  
Ministry of Labour

Record of Discussions

The Japanese Implementation Survey Mission and the Ministry of Labour, desirous to co-operate in establishing an Advanced Vocational Training Centre attached to the N. Y. S. reached the following conclusions:-

I. Outline of the Vocational Training Centre

(A) The proposed Vocational Training Centre will be established at the N. Y. S. Central Workshop at Dara Yard, Nairobi, and will be named "National Youth Service Advanced Engineering Training Centre".

(B) The purpose of the Centre is to conduct necessary training to improve the qualities of Trade Test Grade III holders in accordance with the vocational training requirements of the Government of the Republic of Kenya so as to help the manpower development of Kenya and thus contribute to the economic and social development of the Republic.

(C) The training courses will be of one (1) year duration and the number of trainees at the Centre will be as follows:-

1. Machinery (Turning)	24
2. Fitting (General)	24
3. Electrical Wiring	24

(D) Required qualifications of the trainees to be admitted to the Centre will be Trade Test Grade III.

II. Obligations of the Government of Japan

(A) The Japanese experts to be attached to the Centre:

1. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at its own expense the requisite services of Japanese technical experts (hereinafter

referred to as the Japanese experts).

It will ensure that there will be one (1) expert for each trade listed in paragraph I (C) above plus one (1) chief advisor. If necessary, one (1) co-ordinator and short-term experts will be made available at the request of the Government of the Republic of Kenya under the normal procedures of the Technical Cooperation Scheme.

2. The Japanese Experts will carry out the duties as listed in Annex I.

3. (a) The Government of the Republic of Kenya will ensure that the Japanese experts at the Centre will always be treated, in respect of privileges and benefits, in a manner, no less favourable than that enjoyed by technical experts assigned to Kenya by other countries.

(B) Equipment to be provided by the Government of Japan:

1. In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at its own expense machinery, equipment and tools (hereinafter referred to as goods) required for the establishment and operation of the Centre upon the request of the Government of the Republic of Kenya under the normal procedures of the Technical Cooperation Scheme.

2. The goods will become the property of the Government of the Republic of Kenya upon delivery C.I.F. at any sea port or airport in the Republic of Kenya.

3. The goods will be utilised exclusively for the operation of the Centre with the advice and consent of the Japanese Chief Advisor.

(C) Training of Kenya counterpart instructors in Japan:

In accordance with laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to receive at its own expense adequate numbers of Kenyan staff such as counterpart instructors concerned with the Centre for training in Japan upon request by the Government of Kenya under the normal procedures of the Technical Cooperation Scheme.

### III. Obligations of the Government of the Republic of Kenya:

In accordance with laws and regulations in force in Kenya, the Government of the Republic of Kenya will take necessary measures to provide the following at its own expense:

#### (A) Rooms at the Centre for:

1. Japanese Chief Advisor
2. Japanese experts
3. An office
4. Lectures, workshops for machine work, measuring, fitting, electrical wiring, electrical measuring and tools' rooms and materials' stores.
5. Toilets and wash room.
6. Other necessary facilities, within Dara Yard.

#### (B) Expenses necessary for construction work of the Centre.

(C) Two (2) instructor posts for each trade listed in paragraph I (C) as counterpart instructors to work with Japanese experts, and administrative staff including tool-keepers, storekeepers, accountant, typist, clerks, watchmen, etc.

(D) All running expenses necessary for the operation of the Centre.

(E) Customs duties and any other charges that may be imposed upon the goods provided by the Government

of Japan to the Government of the Republic of Kenya.

(F) Necessary expenses for the transportation within Kenya of the goods provided by the Government of Japan as well as for their installation, operation, maintenance and repair.

(G) Materials and minor supplementary tools necessary for the operation of the Centre other than the goods provided by the Government of Japan.

(H) 1. Suitable furnished accommodation in line with the existing standards laid down by the Government of Kenya to be provided to the experts.

2. House allowance in line with the existing regulations in case of inavailability of Government housing.

(I) Facilities for the Japanese experts official travels within the Republic of Kenya including travel expenses.

#### IV. Claims against the Japanese Experts

The Government of the Republic of Kenya undertake to bear claims against the Japanese experts resulting from and occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Kenya, except for those claims arising from wilful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

V. In accordance with laws and regulations in force in Kenya, the Government of the Republic of Kenya will take necessary measures to ensure that the knowledge and skill acquired through the Kenyan counterpart instructors trained in Japan will be utilized for the Centre.

VI. (A) The Permanent Secretary of the Ministry of Labour will have the overall responsibility for the imple-

mentation of the Project.

(B) Japanese Chief Advisor will be responsible only for the technical matters concerning the training, while the Director of the N. Y. S. will be responsible for the construction, administrative matters of the Centre. The Director of N. Y. S. and the Japanese Chief Advisor will work in mutual consultation for the purpose of advancing the objectives of the Centre and successfully promoting Japanese Kenyan cooperation in operating the Centre.

VII. There shall be mutual consultation between the two Governments for the purpose of advancing the objectives of the Centre and of successfully promoting co-operation in operating the Centre.

VIII. The Duration of Japanese Co-operation

The duration of Japanese co-operation to the Centre will be four (4) years from the date of signing of this Record of Discussions. But it may be extended for a further specified period by mutual agreement between the Government of Japan and the Government of the Republic of Kenya.

ANNEX I

1. Duties of Japanese Chief Advisor

- (a) Technical direction, advice and co-operation for preparing and application of training programmes and training curricula.
- (b) Overall advice and co-operation on installation, operation and maintenance of equipment provided by the Government of Japan.
- (c) And other overall technical advice and co-operation pertaining to the operation of the Centre.

2. Duties of the Japanese Experts:

- (a) Advice and co-operation in the preparation and development of training programmes and training curricula in each training course.
- (b) Training of Kenyan counterpart instructors in each of their respective trades.
- (c) Advice and co-operation in technical matters on installation, operation and maintenance of equipment provided by the Government of Japan.
- (d) Other duties as directed by the Japanese Chief Advisor.



2-2 討論事項(和文)

ケニア上級職業訓練センター設置にかかると日本側実務調査団とケニア共和国政府労働省との間の討論事項

ここに添付する文書は National Youth Service (以下「N.Y.S.」) というに依る日本側実務調査団とケニア共和国政府労働省(以下「労働省」という)との間における討論の記録である。

国際協力事業団により起請された労働省職業訓練局海外技術協力部々長市原正五氏を団長とする日本側実務調査団はセンターの設置に係る諸事項を労働省と討議する目的で1975年5月16日から1975年5月31日までケニア共和国を訪問した。同調査団は、1974年10月実施された事前調査団の結果に基づき事業計画地域における現地調査を行うとともにプロジェクトの遂行の過程で生じる事項の詳細に關し労働省と一連の討議を行なった。

上記調査及び意見交換の結果、日本側実務調査団と労働省は、以下本討論事項各段に記載された事項をそれぞれ国の政府と意見具申することに合意した。

ナイロビ 1975年5月26日

国際協力事業団のため	ケニア共和国労働省のため
市原正五	James Isadore Othieno
実務調査団々長	ケニア共和国労働省次官

討論事項

日本側実務調査団とケニア共和国労働省は、ケニア上級職業訓練センター設置に係る相互協力に合意し、下記の結論に達した。

1 上級職業訓練センターの概要

(A) 職業訓練センターは、ナイロビのグラマードにある N.Y.S センタービルディングの内部に設置されるものとし、名称は「National Youth Service 上級技術訓練センター」とする。

(B) センターは、ケニアの近代工業化に必要な人材育成の一環としてケニア共和国で施行されている職業訓練法に基づき Grade II の所科者の技能の向上を図るための訓練を実施し、もつてケニア共和国の経済、社会発展に寄与することを目的とする。

(C) センターに設ける訓練課程及び定員は下記の通りとし訓練期間は各コース1年間とする。

- 1 機械科 24名
- 2 仕上り科 24名
- 3 電気工務科 24名

(D) センターの訓練生となる資格としては Grade II の取得者とする。

2 日本国政府の義務について

(A) センターの日本人専門家について

1 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に従い、日本人技術専門家(以下「日本人専門家」という)の派遣を自己の負担において実施するために必要な措置を講ずるものとする。日本人専門家は、上記1.(C)に記載された各科1名及び主任顧問1名、必要な場合は1名の調査員及び短期専門家とし技術協力計画の通常の手続でケニア共和国政府の要請に基づき派遣されるものとする。

2 日本人専門家の所従する業務の内容は付表1に掲げるものとする。

3 (a) ケニア共和国政府はセンターの日本人専門家に対し、第3国のケニアに派遣されている技術専門家を与えられている特権免除及び便宜よりも劣らない特権免除及び便宜を与えるものとする。

(B) 日本国政府が調達すべき供与設備について

1 日本国政府は日本国内において施行されている法令に基づき、技術協力計画の通常の手

統によるケニア共和国政府の要請により、センチターに必要なる機械材を自己の負担においてケニア共和国政府に供与するため必要な措置を講ずるものとする。

2. 上記の機械材はC.I.F. 建てでケニア共和国に於けるいづれかの空港又は港において到着した時点でケニア共和国政府の財産となるものとする。

3. 上記の機械材は、日本人専門家の助言と同意によりセンチター運搬の目的にのみ使用されるものとする。

(C) ケニア人カクワンターレポートインストラクターの日本研修について

(1) 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に基づき、その負担において研修協力計画の通常の手段に基づくケニア共和国政府の要請により、カクワンターレポートインストラクター等ケニア側センチター関係スタッフの適当数が日本において研修を受けるに必要な手続を講ずるものとする。

II ケニア共和国政府の要請について

ケニア共和国政府は、ケニア共和国において施行されている法令に基づきその負担において下記の提供に必要な措置を講ずるものとする。

(A)

1. 日本人首席顧問室
2. 日本人専門家の要請
3. 事務所
4. 教養、機械加工、工作測定、仕上げ、電気工事、電気測定のための実習室及び工具、材料室
5. 便所及びクオラシヨナルーム
6. その他ケニヤランド内における必要な施設

(B) センターの建設に要する経費

(C) 上記I.(C)に記された各科2名のカクワンターレポート、ツールキーパー、ストアキーパー、会計、タイピスト、クラークワオファーマン等を含む事務職員

(D) センターの運営に必要な経費

(E) 日本国政府から供与される機械材でケニア国に輸入される際の関税、その他経費がかかる場合はその経費

(F) 日本国政府から供与される機械材のケニア国内における輸送及び届け付け、操作、維持、修理に必要な経費

(C) 日本国政府から供与される機械材以外の機械材でセンチターの運営に必要な材料、機械、

工具部品の調達

(H) 1. ケニア共和国政府の基準に基き、日本人専門家のための居住設備付住宅の提供

2. 上記の住宅提供が不可能な場合、ケニア共和国政府の規程に基づき家賃

(I) 日本人専門家のケニア共和国国内における公務旅行に必要な費用を含む実費

IV 日本人専門家に対するクレイムについて

ケニア共和国政府は日本人専門家の乗務上ケニア共和国における機務の業務遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその遂行に因する日本人専門家に対するクレイムが生じた場合には、そのクレイムに因する責任を負うものとする。ただし日本人専門家の故障又は重大な損失によつて生ずる責任についてはこの限りではない。

V ケニア共和国政府はケニア共和国において施行されている法令に基づき、ケニア人カクワンターレポートが日本国内において習得した知識及び技能をセンチターのために活用されるよう必要な処置を講ずるものとする。

VI (A) 本プロジェクトの実施にあつては、労働者のPermanent Secretary (次官) が全責任を負うものとする。

(B) 日本人首席顧問は、朝鮮に関する技術的事項についてのみ責任を負い、N.Y.S. の Director は、センチターの建設、運営、管理の事項について責任を負うものとする。又、日本人首席顧問とN.Y.S. の Director はセンチターの目的を遂行し、かつセンチターの運営において日本国とケニア共和国双方の協力の成果をあげるため相互の密接な協議に基づき業務を遂行するものとする。

VII 相互協議

センチターの目的を遂行し、かつセンチターの運営に因して日本国とケニア共和国の協力を遂行するため両国政府間で協議を行なうものとする。

VIII 日本国の協力期間について

センチターに対する日本国政府の協力期間は本議定書署名の日より4年間とする。ただし、日本国政府とケニア共和国政府との合意に基づき期間の延長が出来るものとする。

3. 日英交渉の全般にわたる経緯

3-1 日英交渉経緯

1. 日本人定府専門の業務

- (a) 訓練計画、訓練カリキュラム作成と運用に対する助言と協力
- (b) 日本国政府が供与する教機材の設置、操作及び維持に関する全般的な助言と協力
- (c) センターの運営全般にわたる技術的助言と協力

2. 専門家業務

- (a) 各専門部門における訓練計画、訓練カリキュラムの作成と実施に対する助言と協力
- (b) 各専門部門におけるクエニア人カウンセラーの訓練
- (c) 日本国政府の供与する教機材の設置、操作及び維持に関する技術的助言と協力
- (d) その他定府専門からの指示事項

5月19日(月) 労働省表紙、日英調査及びAgenda 第1次討議(労働省)

1. 労働省表紙、調査日程の作成

Jeneby (Deputy Secretary: 次官補, Ministry of Labour)
Siganga (Assistant Secretary, 同上)
Griffin (Director of National Youth Service(NYS), 同上)
Gowar (Senior Superintendent Mechanical of NYS, 同上) (略称 SSP)
羽 塚 団 (市販他3名)
村 越 (JICA ナイロビ事務所長)
牛 山 (JICA 派遣専門家(NYS, 機械))

ケニア側の R/D 委員会定着たる Othman 次官 (Permanent Secretary, Ministry of Labour) が5月27日 KILLO 第60回総会 (ジュネーブ) に出席することとなり、  
 出発の前日5月26日 R/D 委員の森で日程を組むこととした。なお、討議・交渉・交渉の窓口  
 は、労働省は Siganga、NYS は Gowar となった。

2. Agenda 第1次討議

(Siganga, Gowar, 調査団, 村越, 牛山)

日本側が準備した agenda (資料 6-1) にそって討議し、必要に応じて文章回答或は資料提供を求めた。\* agenda を中心とする先方との折衝の経緯は次のとおりである。

(以下数字は agenda の項目による)

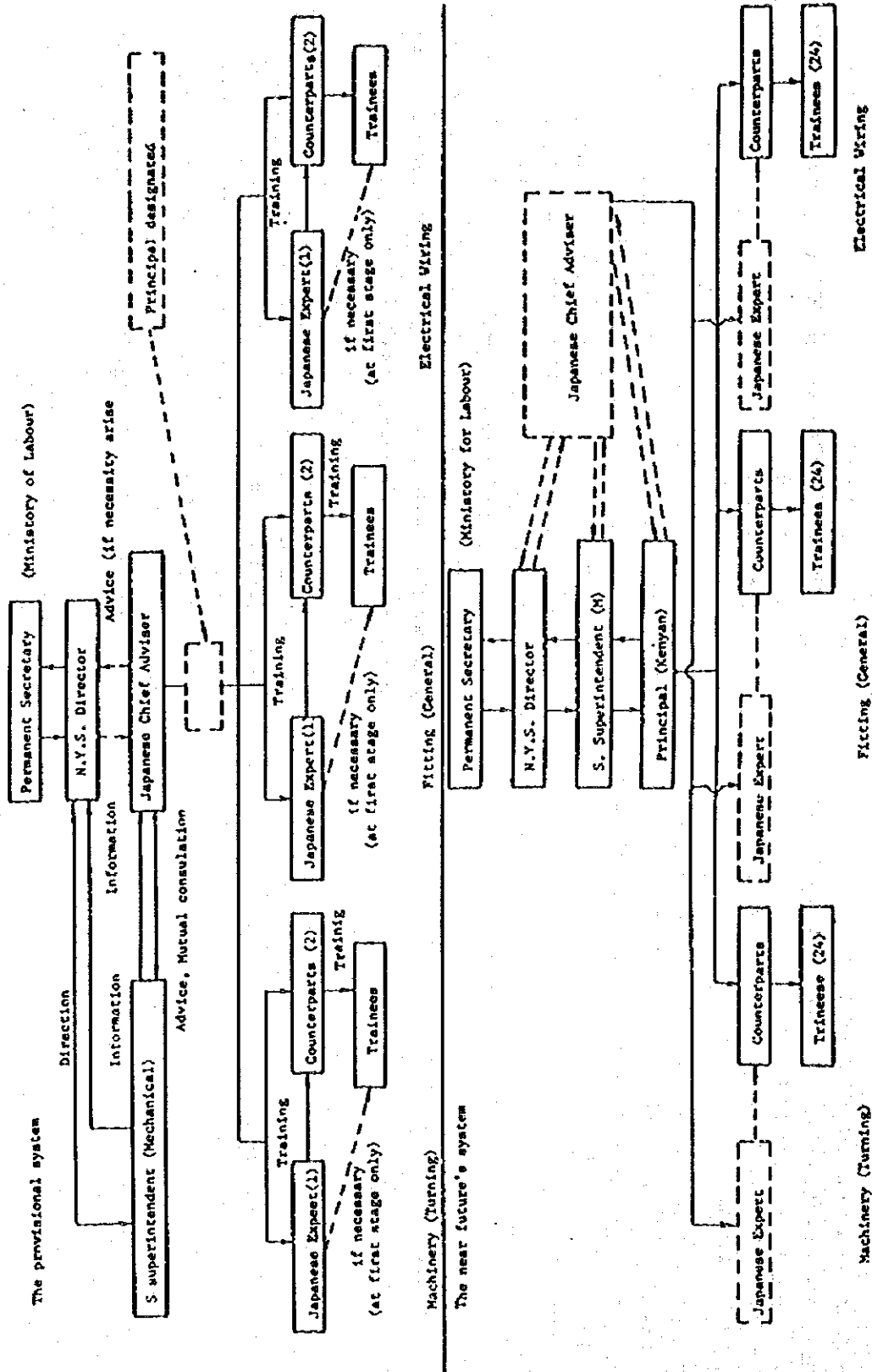
※ 結果的にみると、政府は国の資料で労働省以外の資料にかかるものについては、一応の約束がなされたにもかかわらず、遂に入手できなかったものがあり、これは先方の担当者の不誠実というよりは各省間の情報の不足やケニア政府内部の事情によるものと考えられる。

I. 行政関係

1) 機械・仕上・電気工作・番隊にかかる公的契約

Management System of NYS Advanced Engineering Training Center

Annex 11

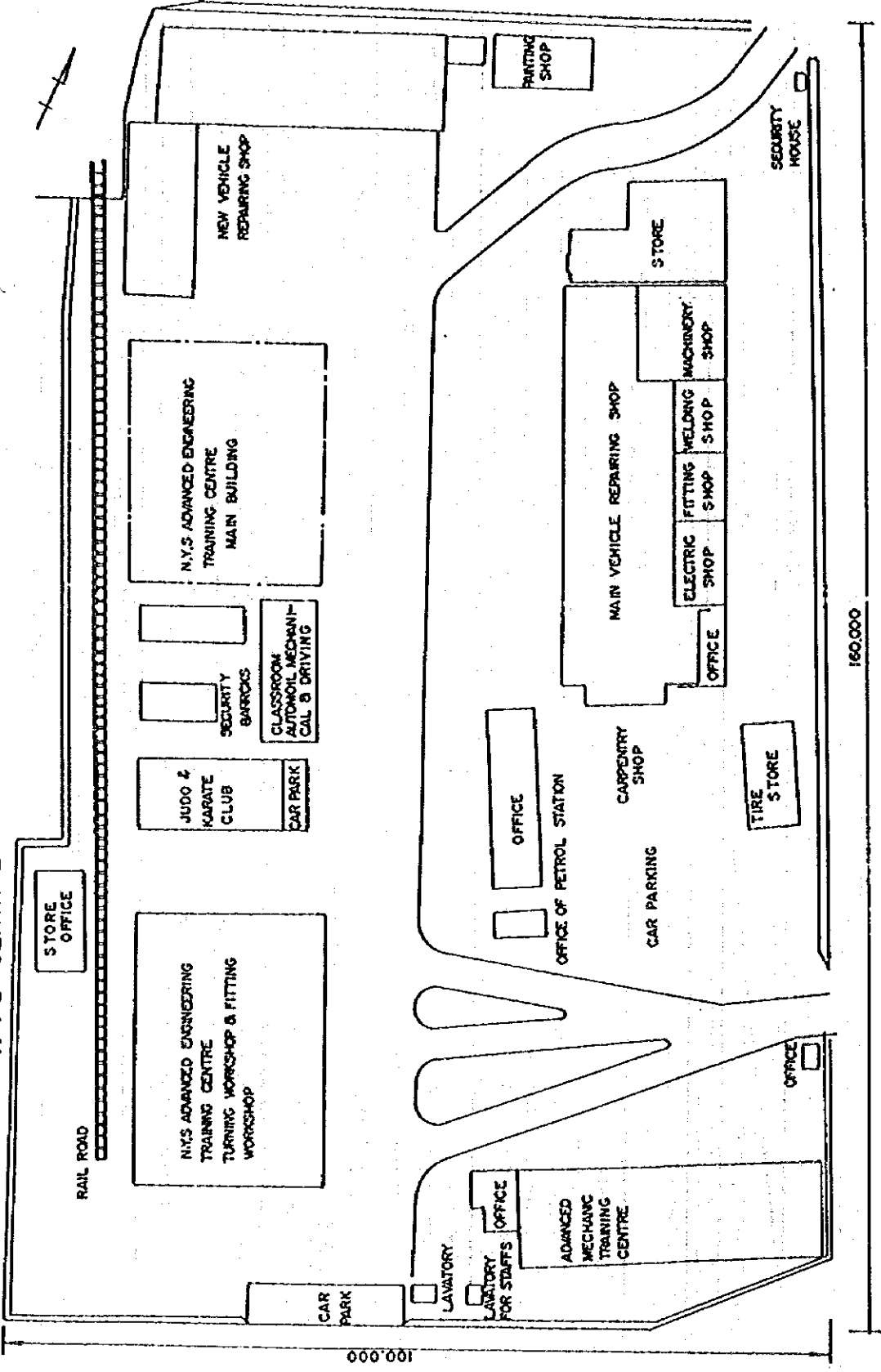


Cooperation Schedule on N.Y.S. Advanced Engineering Training Centre

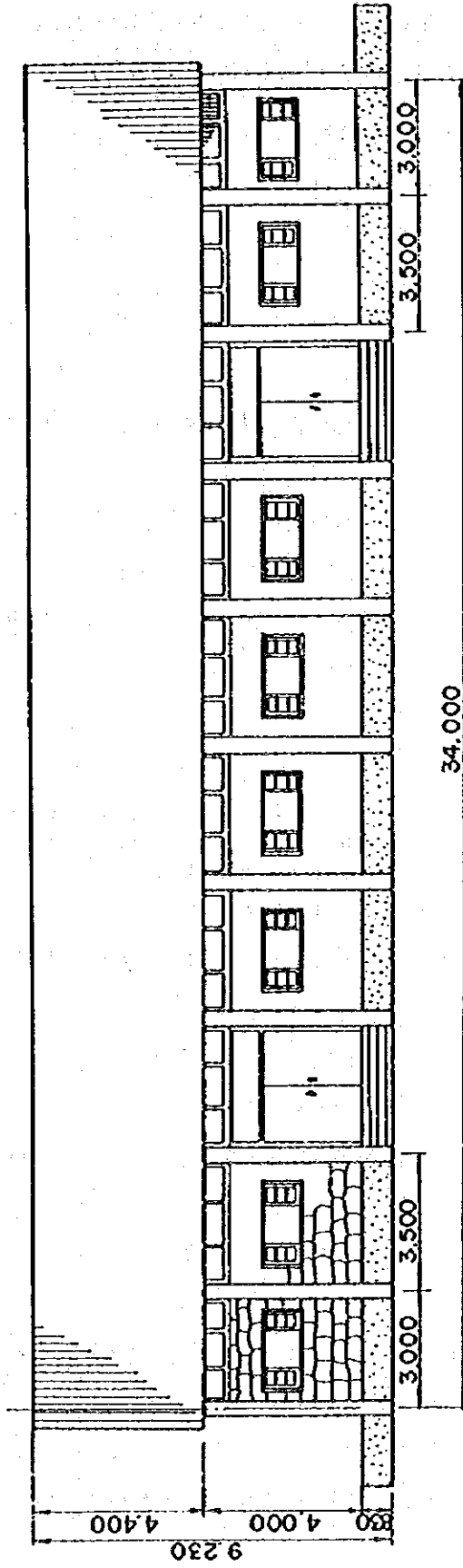
Annex-1

Cooperation Items	Fiscal 1975	Fiscal 1977	Fiscal 1977	Fiscal 1978	Fiscal 1979
Japanese Fiscal Year Apr. to Mar					
Record of Disbursements (R/D)	May '76				May 25
Machineries & Tools	Arrival at Mombasa the end of Mar. the end of Mar.	(the 1st year's goods) (the 2nd year's goods) (the 3rd year's goods)			
Japanese experts	Oct.	At firm from Kenya Government			
A Chief Adviser	Dec.				May 25
A expert for Machinery (Turning)	Apr.				"
A expert for Fitting (General)	Apr.				"
Expert for Electrical Wiring	Apr.				"
Training					
Machinery (Turning)		Jul	Jul	Jul	
(An increase of trainees by introduction of 2 shift		Jan	Jan	Jan	
Fitting (General)		Jul	Jul	Jul	
(An increase of trainees by introduction of 2 shift		Jan	Jan	Jan	
Electrical Wiring		Jul	Jul	Jul	
(An increase of trainees by introduction of 2 shift		Jan	Jan	Jan	
Kenyan counterpart instructors		one counterpart during April to Jun Apr. Jul two counterparts from July			
Counterparts for Machinery (Turning)		Jul two counterparts			
Counterparts for Fitting (General)		Jul two counterparts			
Counterparts for Electrical Wiring		Jul			
Building for workshops and facilities	Jul	Jul (Reconstruction of the present structure)	Jul (Usage of the present one)		
	Dec.	Jul (Construction of new building) Refer to Annex X	Jul (Completion of new building)		
Acceptance of Kenyan staffs for the training in Japan	May '76	Adequate number of Kenyan staffs such as counterpart instructors			May 25

# N.Y.S. CENTRAL WORKSHOP BUILDINGS LAYOUT PLAN



N.Y.S. ADVANCED ENGINEERING TRAINING CENTRE  
TURNING WORKSHOP & FITTING WORKSHOP ELEVATION PLAN



6 - 10 TRAINING SYLLABUS(SAMPLE) (N.Y.S.ADVANCED  
ENGINEERING TRAININGCENTRE)

MACHINERY(TURNING)

1. Specialized Subjects

(1) Gist of mechanical engineering

Subjects	Details
1 Mechanical element	
(1) Screws	Types of screws, shapes and uses of screw threads
(2) Gear	Types of frictional gears, types and uses of gears, names of respective sections of gear, method for expressing gear size
2 Mechanism and motion	
(1) Gear transmission mechanism	Function of speed Change gear, types and uses of various gear-type speed change devices
(2) Hydraulic pressure mechanism	Features of hydraulic pressure driving, make up and uses of hydraulic pressure mechanism
(3) Link mechanism	Types and uses of quadric crank chain revolution
(4) Cam mechanism	Types and uses of cam

(2) Gist of electrical engineering

Subjects	Details
1 Current, voltage and power	
(1) Current	Magnitude of current, unit, types, pro-



(2) Voltage	properties and uses of current Voltage, unit
(3) Electrical resistance	Electrical resistance, electric circuit, unit
(4) Current and relationship between voltage and resistance	Ohm's law
(5) Power	Power, unit, electric energy
2 Motors	
(1) Motors	Types and Characteristics of three (3) phase induction motors
(2) Handling methods	Method for handling motors employed for machine tools
(3) Electrical appliances	Fuses, switches, connectors, lamps, heaters, etc.

(3) Mechanical technology

Subjects	Details
1 Safety and sanitation	Necessity of safety and sanitation in N.Y.S advanced engineering training centre
2 Casting methods	Castings and dies, molds, types of castings and casting materials
3 Forging methods	Forging and its materials, free forging methods, etc.
4 Welding method	Types and features of metal binding methods, gas welding and arc welding
5 Thin-plate working methods	Thin-plate materials, types and uses of thin-plate working methods

6 Machine tools	
(1) Cutting methods	Cutting speed, relationship between slotting and feeding, types of swart, action and name of each section of cutting tool
(2) Grinding methods	Types and actions of grind stone
(3) Lathe	Purpose of lathe working, lathe construction and function of respective sections, type and uses of cemented carbide cutting tools
(4) Drilling machine	Purpose of drilling work, drilling work methods
(5) Shaper	Purpose of Shaper working, construction of shaper
	Shaper work methods
(6) Milling machine	Purpose of milling Work, types and construction of milling machines, types and uses of milling cutter, milling work methods
(7) Grinding machine	Purpase of grinding work, types and construction of grinding machines, types and uses of grinding wheel, grinding work methods
(8) Maintenance of machine tools	Daily maintenance and cheeking, periodic inspection

## 2. Practical training

### (1) Measuring and Markingout work

- ① Skills in measuring lengths
- ② Skills in performing plane and surface roughness measurements

- ③ Skills in performing angle measurements
- ④ Skills in performing markingout of planes

(2) Machining work

- ① Skills in working, using and maintaining lathe
- ② Skills in working, using and maintaining drilling machines
- ③ Skills in working, using and maintaining shaper
- ④ Skills in working, using and maintaining milling machines
- ⑤ Skills in working, using and maintaining grinding machines
- ⑥ Skills in performing grinding of cutters and drills

(3) Drawing

- ① Skills in drawing basic plans and three(3)-dimensional diagrams
- ② Skills in reading simple mechanical diagrams
- ③ Skills in sketching and drawing simple mechanical components